

電気通信事業法第27条の3等 の運用に関するガイドライン

令和元年2年5-1-1月

2 9 -2-2-日

総 務 省

総 合 通 信 基 盤 局

改正履歴

令和元年9月6日 制定（同年10月1日から適用）

令和元年11月22日 具体例の追加、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の改正に伴う規定整備等（同日から適用）

令和2年5月29日 通信方式の変更に伴うための端末の特例に関する具体的な適用条件の明確化、複数の条件が組み合わされる場合の整理の明確化等（同日から適用）

目次

1 目的（趣旨）

2 定義

- （１）関係法令等
- （２）改正法等における略称

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

- （１）規定の概要
 - ① 法律の規定
 - ② 告示の規定
- （２）指定する役務
- （３）指定しない役務
 - ① 携帯電話サービス及びBWAサービスとは異なる役務
 - ② 携帯電話サービス及びBWAサービスから個別に除外する役務

4 禁止行為の対象となる電気通信事業者

- （１）規定の概要
 - ① 法律の規定
 - ② 省令の規定
 - ③ 告示の規定
- （２）指定事業者への通知
- （３）指定基準
- （４）計算方法
- （５）計算方法の例外

5 通信料金と端末代金の完全分離

- （１）規定の概要
 - ① 概要
 - ② 移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結
 - ③ 当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者
 - ④ 約し、又は第三者に約させる
 - ⑤ 約する時点と利益の提供の実現の時間差
- （２）通信料金の割引
 - ① 概要
 - ② 通信料金
 - ③ 「有利」の判断基準
 - ④ 端末に着目しない割引等
 - ⑤ 持込み端末の扱い

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供

- ① 概要
- ② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」
- ③ 利益の提供の形態等
- ④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用
- ⑤ 電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者の双方による利益の提供
- ⑥ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の例外
- ⑦ 対照価格

6 不当な期間拘束

(1) 規定の概要

- ① 法律の規定
- ② 省令の規定

(2) 違約金等の定め等

- ① 違約金等
- ② 違約金等の定め

(3) 違約金等の定めに係る期間の上限

- ① 概要
- ② 違約金等の定めに係る期間の算定

(4) 違約金等の定めがない契約の提供

- ① 概要
- ② 違約金等の定めがない契約を提供する範囲
- ③ 一年以下最低利用期間契約を提供する電気通信事業者の扱い

(5) 違約金等の定めがある契約と違約金等の定めがない契約との料金差の上限

- ① 概要
- ② 料金以外の利益の提供

(6) 違約金等と特定経済的利益の合計額の上限

- ① 概要
- ② 特定経済的利益

(7) 違約金等の定めがある契約の更新の条件

- ① 概要
- ② 違約金等の定めに係る期間の満了時に利用者が違約金等の定めがない契約に更新することを選択している場合における取扱い

(8) 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供

- ① 概要
- ② 継続利用割引の範囲とする経済的な利益
- ③ 継続利用割引による1年当たりの利益の額の上限である1月当たりの料金
- ④ 継続利用割引が適用される条件と他の条件との関係

7 改正法の施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約等に係る特例

(1) 規定の概要

① 改正法の施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の変更又は更新及び第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約の特例

② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例

(2) 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約に係る特例

① 概要

② 移動電気通信役務の契約の一部の変更に関する契約の締結

③ 移動電気通信役務の契約の更新に関する契約の締結

④ スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約に係る適用

⑤ 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信契約に係る特例の届出媒介等業務受託者への準用

(3) 第3世代携帯電話サービスに関する契約に係る特例

① 概要

② 第3世代携帯電話サービスの提供に関する特例

③ 「その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のもの」の趣旨

(4) スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例

① 概要

② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務

8 その他

(1) 概要

(2) 必要な報告

① MNO及び報告年度末における契約数 50 万以上のMVNOが報告する必要があるもの

② 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者が報告する必要があるもの

③ 電気通信事業者及び前年度末における店舗数が百以上の届出媒介業務等受託者が報告する必要があるもの

別紙1 将来時点でしか金額が確定しない利益の提供に係る利益の提供額の確定の手続

別紙2 不良在庫端末に係る利益の提供の上限の例外に係る最終調達日又は製造の中止がされていることの確定の手続

1 目的（趣旨）

令和元年5月、モバイル市場における電気通信事業者間の公正な競争を促進するために必要な措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）が成立した。これにより、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者及びその届出媒介等業務受託者が遵守すべき基本的なルールとして、

- ・ 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は約させることを禁止すること
- ・ 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は約させることを禁止すること

が規定された。

この基本的なルールに関しては、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的な考え方」（令和元年8月23日）に沿って、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号。以下「改正施行規則」という。）によって詳細な内容が定められるとともに、その効果や市場に与える影響等を把握し、それに沿って評価・検証を行い、その結果を受けて適切な見直しを行うことができるよう、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第43号。以下「改正報告規則」という。）によって必要な情報を取得することが定められた。

こうしたルールによって電気通信事業者間の公正な競争を促進するためには、関係する電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者がルールの内容について共通の理解の下で適切に競争を行うことを確保するとともに、正確な情報によってルールの効果や影響等を把握することが不可欠である。

本ガイドラインは、こうした適切な競争と適切な効果等の把握に寄与するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3並びに第27条の4及び第29条第1項第12号（改正法に関連する部分に限る。）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の15、第22条の2の16及び第22条の2の17並びに第22条の2の18（改正法に関連する部

分に限る。)並びに電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の関連規定について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示すものである。

2 定義

(1) 関係法令等

法令等名	略称
電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	法
電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）	改正法
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）	施行規則
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）	改正施行規則
電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）	報告規則
電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 43 号）	改正報告規則
電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の移動電気通信役務を指定する件（令和元年総務省告示第 166 号）	役務指定告示
電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信事業者を指定する件（令和元年総務省告示第 167 号）	事業者指定告示

(2) 改正法等における略称等

略称等	定義	記載箇所
利用者	電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。）	法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ及び法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号
移動電気通信役務	法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる電気通信役務又は同項第 3 号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であって、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの	法第 27 条の 3 第 1 項
販売等	販売、賃貸その他これらに類する行為	法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号
媒介等	電気通信役務の提供に関する契約	法第 27 条の 4

	の締結の媒介、取次ぎ又は代理	
媒介等業務受託者	電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務又はこれに付随する業務の委託を受けた者	法第 27 条の 4
卸電気通信役務	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務	法第 29 条第 1 項第 10 号
届出媒介等業務受託者	法第 73 条の 2 第 1 項の届出をした者	法第 73 条の 2 第 2 項
届出媒介等業務	法第 73 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出に係る法第 26 条第 1 項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務	法第 73 条の 2 第 3 項
仮想移動電気通信サービス	移動端末設備（携帯電話、PHS 端末又は無線設備規則第 49 条の 28 若しくは第 49 条の 29 で定める条件に適合する無線設備に限る。）を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）	施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号
一年以上最低利用期間契約	違約金等の定めのある契約であって当該違約金等の定めに係る期間が一年以上の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号
継続利用	移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、一年以上最低利用期間契約のみ又は一年以上最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみ	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号

	により移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。)	
対象設備	移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号
経済的利益	金銭その他の経済的な利益	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号二
合計利益提供額	移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなることを含み、継続利用を除く。）及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるものを含み、継続利用を除く。）を条件とする施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供であって、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第 27 条の 3 第 1 項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号

	等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる施行規則第 40 条の 2 において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。)	
利益提供日	利益の提供を約し、又は約させる日	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号
先行同型機種	対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号
最終調達日	当該電気通信事業者に電気通信設備が最後に納入された日(当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日)	施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イ (1)
期間内変更等	契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
違約金等	期間内変更等を理由として求める違約金その他の経済的な負担	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
違約金等の定め	違約金等に関する定め	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号
特定経済的利益	違約金等の定めに係る期間における期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益	施行規則第 22 条の 2 の 17 第 2 号
委託電気通信事業者	法第 27 条の 3 第 1 項の規定により指定された電気通信事業者であって届出媒介等業務受託者に移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をし	施行規則第 40 条の 2 において読み替えて準用する施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号

	たもの	
第 3 世代携帯電 話サービス	電気通信事業法施行規則様式第 4 に規定する 3.9－4 世代移動通信シ ステム又は第 5 世代移動通信シス テムを使用するもの以外の携帯電 話サービス	改正施行規則附則第 3 条第 1 項第 2 号
スマートフォン	電気通信番号規則（令和元年総務省 令第 4 号）別表第 4 号に掲げる音声 伝送携帯電話番号を使用した音声 伝送役務による通話を可能とする 機能を有する移動端末設備であっ て、タッチスクリーン（映像面を有 する入出力装置であって、当該映像 面に使用者が触れることにより入 力が行われるものをいう。）を有す るもの（フィーチャーフォンに該当 するものを除く。）	報告規則第 1 条第 2 項第 22 号
フィーチャーフ ォン	電気通信番号規則別表第 4 号に掲 げる音声伝送携帯電話番号を使用 した音声伝送役務による通話を可 能とする機能を有する移動端末設 備であって、文字等を入力するた めの物理的なキーボードを有する もの	報告規則第 1 条第 2 項第 23 号
タブレット	データ伝送役務によるデータ通信 を可能とする機能のみを有する移 動端末設備であって、タッチスク リーンを有するもの（スマートフォ ン、フィーチャーフォン及びモバイ ルルータに該当するものを除く。）	報告規則第 1 条第 2 項第 24 号
モバイルルータ	データ伝送役務によるデータ通信 を可能とする機能のみを有する移 動端末設備であって、主として他の 端末機器のデータ通信を媒介す るために用いられるもの	報告規則第 1 条第 2 項第 25 号

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 1 項において、禁止行為の対象となる移動電気通信役務は、法第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる電気通信役務又は同項第 3 号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であって、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものと規定されており、また、法第 27 条の 3 第 3 項において、当該指定は、告示によって行うものと規定されている。

② 告示の規定

役務指定告示では、第 1 項において、移動電気通信役務として、携帯電話サービス及び BWA サービスを指定しており、第 2 項において、当該サービスから除外する役務を規定している。

(2) 指定する役務【役務指定告示第 1 項】

携帯電話サービス及び BWA サービス（(3) ②に示す役務を除く。）を指定する。

(3) 指定しない役務

① 携帯電話サービス及び BWA サービスとは異なる役務

PHS サービス、公衆無線 LAN サービス等が該当する。

② 携帯電話サービス及び全国 BWA サービスから個別に除外する役務

ア BWA アクセスサービス（報告規則第 1 条第 2 項第 14 号に規定する BWA アクセスサービスをいい、その業務区域が都道府県の区域の一部又は一の市町村（特別区を含む。）の区域の全部若しくは一部を超えないものに限る。）及び当該 BWA アクセスサービスの提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務【役務指定告示第 2 項第 1 号】

「地域 BWA サービス」を指しており、地域 BWA システムに係る無線局免許を受けていることが必要となる。

イ 卸電気通信役務【役務指定告示第 2 項第 2 号】

卸電気通信役務とは、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務である。

- ウ 契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務【役務指定告示第2項第3号】

「契約約款に定める料金その他の提供条件によらず」とは、契約の当事者間において、料金その他の提供条件を個別に定めている場合を意味している。ただし、個別に定められた料金その他の提供条件のうち個々の契約に共通するものが当該契約の大部分を占め、単に契約約款を参照しているのと変わらないと認められる場合は含まれない。

「法人」には、公法人（国、地方公共団体等）と私法人（財団法人、学校法人、株式会社等）のいずれもが該当する。ただし、私法人については、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該私法人の登記事項証明書その他の法人であることを証する書類を有している必要がある。

- エ 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務【役務指定告示第2項第4号】

「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより」とは、電気通信事業者が自社の事業用電気通信設備を制御すること¹を意味しており、利用者側で端末等を設定することにより制限されることは含まれない。

「特定地点以外での利用を制限」には、契約住所等の特定地点以外で利用者が当該電気通信役務を利用することができないよう、電気通信事業者において、当該電気通信役務の利用地点を常時把握し、利用者が特定地点以外で当該電気通信役務を利用した場合は、当該電気通信役務の提供を停止する措置が担保されているもの²が該当する。

¹ 利用者に対して契約上で制限を課すのみの措置では足りない。

² 例えば、利用者による特定地点以外での利用の把握については、GPSや基地局を活用して即時に検知できるように常時行い、電気通信役務を停止する措置については、利用者が特定地点以外で利用した場合に、直ちに当該電気通信役務を自動的に停止することのほか、利用者に注意喚起を行い、その後の状況を踏まえて、速やかに当該電気通信役務の提供を停止することが考えられる。

オ 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供される役務【役務指定告示第2項第5号】

「特定の用途」とは、自由な音声通話やデータ通信とは異なり、位置情報のダウンロード、センサの取得データのアップロードなど、契約の締結段階においてあらかじめ制限されている利用目的を指す。

「機能が限定的で拡張性がない」とは、移動端末設備の機能がハードウェア又はソフトウェアにおいて制限されていること、また、事後的に特定の用途以外の用途に対応するための機能を追加することができないことを指す。

「向けの電気通信役務」とは、次のa又はbの電気通信役務を指す。ただし、名目上、汎用的な移動端末設備（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータの4類型をいう。）向けの電気通信役務である場合は、a又はbの電気通信役務に該当するかどうかにかかわらず、含まれない。

a 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備として予定された移動端末設備以外では使用できないようなハードウェア又はネットワーク上の制限がある電気通信役務

「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネルなどが該当する。ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング³、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。

「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。

- ・ SIMカード（SIMカードに類する機能を有するものを含む。）が移動端末設備に組み込まれており、分離不可能であるもの。
- ・ SIMカードが通常の方法では容易に取り外せないよう移動端末設備に封入されているもの。

³ 例えば、インターネットに接続できるカーナビであっても、インストールされた映像アプリケーションにより特定のサイトにおける映像を閲覧できることのみでは自由なインターネットブラウジングとはいえない。

- ・ SIMカードを予定された移動端末設備以外に挿入した場合に、ネットワークの利用が制限され、通信できなくなるもの。
- b 音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限により特定の用途のみに対応するとみなすことができる電気通信役務
「音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限」に該当するかどうかは、
- ・ メールの可否又は制限
 - ・ インターネットブラウジングの可否又は制限
 - ・ アプリケーションの追加等による拡張性の可否又は制限
 - ・ 通話/通信先の制限
 - ・ 通話/通信回数の制限
 - ・ 送受信する通信の制限
 - ・ 通信速度
 - ・ 通信可能量
- などを総合的に考慮して判断する⁴ことになる。

⁴ 次のいずれかに該当するような場合は、直ちに「音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限」に該当するものと考えられる。

- ・ 通信方式がLTE-M又はNB-IoTであるもの
- ・ 最高通信速度が64kbps未満であるもの（音声通話が可能なものを除く。）
- ・ 月間データ通信容量が100MB以下であるもの（データ通信容量を追加できるもの、データ通信容量を超過した後に64kbps以上の速度でデータ通信可能なもの及び音声通話が可能なものを除く。）

4 禁止行為の対象となる電気通信事業者

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 1 項において、禁止行為の対象となる電気通信事業者は、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）と規定されている。

② 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 15 第 1 項において、移動電気通信役務の利用者の数の割合は、MVNO（MNO 及び当該 MNO の特定関係法人であるものを除く。）について 0.7% と規定されている。

③ 告示の規定

事業者指定告示において、禁止行為の対象となる具体的な電気通信事業者の名称が規定されている。

(2) 指定事業者への通知【施行規則第 22 条の 2 の 14】

電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨の通知⁵を行う。

なお、法第 27 条の 3 第 1 項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の一部の変更又は更新に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、施行規則第 22 条の 2 の 17 の規定は、適用しないこととされている。

⁵ 通常想定されるスケジュール

4 月末まで	電気通信事業者から報告規則に基づく利用者の数の報告
5 月～	総務省において利用者の数を集計・計算 指定対象となる電気通信事業者を特定
6 ～ 7 月	情報通信行政・郵政行政審議会に事業者指定告示の改正案を諮問
8 ～ 9 月	新たに指定及び解除を受けることとなる電気通信事業者 に通知 情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け、事業者指定告示を改正

(3) 指定基準【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 1 項】

法第 27 条の 3 第 1 項の総務省令で定める利用者の数の割合は、MVNO について 0.7%である。MNO 及び当該MNOの特定関係法人については、利用者の数の割合とは関係なく、移動電気通信役務を提供している全事業者が対象となる。

(4) 計算方法【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 2 項】

利用者の数の割合は、前年度末における利用者の数を用いて、年に 1 回、計算する。なお、前年度末時点から電気通信事業者の指定を行うまでの間に当該電気通信事業者の移動電気通信役務に係る電気通信事業の譲渡、廃止等又は当該電気通信事業者に係る合併、分割、相続等があった場合には、それらの事情を勘案した上で、指定を行う。

(5) 計算方法の例外【施行規則第 22 条の 2 の 15 第 3 項】

利用者が複数の電気通信回線を保有する場合には、当該電気通信回線の数を利用者の数として計算する。ただし、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の回線に係る利用者の数は、一として計算する。

5 通信料金と端末代金の完全分離

(1) 規定の概要

① 概要

ア 法律の規定

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号（法第 73 条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者に対し、

- ・ 当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすること（通信料金の割引）
- ・ その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるもの（端末代金の値引き等の利益の提供）

を約し、又は第三者に約させることを禁止している。

すなわち、通信料金の割引は法律上禁止されるものである一方で、端末代金の値引き等の利益の提供に関して禁止されるものは総務省令において規定されている。

イ 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 16（施行規則第 40 条の 2 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号の規定を受けて、禁止される端末代金の値引き等の利益の提供を規定している。

② 移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結

ア 端末

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備」とは、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の電気通信設備に接続して用いようとする移動端末設備（以下単に「端末」という。）を指す。

具体的には、スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ等が該当し、また、新品に限らない。

イ 端末の販売等

端末の「販売等」とは、端末の販売のほか、利用者に端末を用いることができるようにさせる形態全般を指す。所有権の移転の有無、対価の

有無を問わない。そのため、賃貸⁶、贈与、他者から端末を受け取ることができる権利の販売⁷やこれらの予約など、広く様々な形態を含む。

ウ 端末の販売等に関する契約の締結の主体

端末の販売等に関する契約の締結をする者は、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者（以下「電気通信事業者等」という。）に限られるものではなく、その主体や電気通信事業者等との関係性は問わない。すなわち、電気通信事業者等の子会社、関連会社等のほか、電気通信事業者等から依頼されて端末を販売する他の者や、電気通信事業者等と何らの関係なく端末を販売する者も含む。

エ 端末の販売等に関する契約の締結に際し

「端末の販売等に関する契約の締結に際し」とは、「約し、又は第三者に約させる」ことが「端末の販売等に関する契約の締結に関連していること」を求めるものであり、「端末の販売等に関する契約」の時点と「約し、又は第三者に約させる」ことの時点の同一性までを求めるものではない⁸。

<具体例>

- 既に端末を購入した利用者に対して、領収書等の証拠を基に利益の提供を約する行為は、「端末の販売等に関する契約の締結に際する」と判断される。
- 通信契約を締結した利用者に対して、後日の再来店での端末購入を案内し、一定期間経過後に端末を値引きして販売する行為、後日の再来店での端末購入に際する端末の値引きを示唆する行為、販売等に際してのみ使用することができるクーポンを付与する行為などは、「端末の販売等に関する契約の締結に際する」と判断される（後日の端末購入を案内する行為やクーポンを付与する行為及び後日の

⁶ 例えば、電気通信事業者が端末を利用者に賃貸（リース又はレンタル）するケースが想定される。

⁷ 例えば、電気通信事業者が、端末を販売するのではなく、関連会社の店舗において端末を受け取ることができる権利（チケット等に化体）を利用者に販売するケースが想定される。

⁸ 「約し、又は第三者に約させる」ことが端末の販売等に関する契約の締結に関連していれば、「約し、又は第三者に約させる」時点は、「端末の販売等に関する契約」より前であるか、同時であるか、後であるかを問わない。

端末を販売する行為のいずれもが「端末の販売に関する契約の締結」に関連する行為である。))。

③ 当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者

「当該契約」は、その電気通信事業者の移動電気通信役務の提供を受けるために必要な端末の販売等に関する契約を指す。

「利用者」とは、電気通信事業者との間に移動電気通信役務の提供に関する契約を締結している者に加え、移動電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。

「当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者」とは、「当該契約の相手方である利用者」のほか、当該利用者に関わりのある他の利用者もこれに当たる。

<具体例>

- 紹介者である利用者の紹介を受けて被紹介者である利用者が端末の販売等に関する契約を締結した場合には、被紹介者である利用者に加え、紹介者である利用者も、「当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者」に当たる。この場合における利益の提供の額は、被紹介者である利用者のものと紹介者である利用者のものを合算したものとなる。

④ 約し、又は第三者に約させる

「約し、又は約させる」者として禁止行為の対象となる者は、電気通信事業者等である。

「約し」とは、禁止行為の対象となる電気通信事業者等が、電気通信設備の販売等に関する契約に係る利用者に対し、利益の提供を提示することを~~示すことを~~いい、利用者がそれを受諾するか否かは問わない。

「約させる」とは、禁止行為の対象となる電気通信事業者等が、当該電気通信事業者等以外の者に対し、「約する」行為を「させる」ことを指す。電気通信事業者等が他の者に利益の提供を委託することは、「約させる」に当たる。「約させる」に当たるか否かについては、個々の事例ごとに、原資の拠出元、施策の企画主体、施策の適用条件、その他の事情を勘案して判断を要することとなる⁹。

⁹ 例えば、原資の拠出元が電気通信事業者等である場合や、電気通信事業者等が企画の内容の決定に関与している場合には、「約させる」に当たる可能性が高い。「継続利用」を条件とする施策については、より強く電気通信事業者等

電気通信事業者等が約させる「第三者」は、電気通信事業者等の子会社、関連会社等の範囲の者に限られるものではなく、制限はない。電気通信事業者により約させられた者が届出媒介等業務受託者である場合には、電気通信事業者は法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号の規定に、届出媒介等業務受託者は法第 73 条の 3 において準用する同号の規定に違反することとなる。

電気通信事業者等と何ら関係なく第三者が利益の提供を行うことは、電気通信事業者等が「約し、又は約させる」ことには当たらない。

なお、「通信料金を有利とすること」については、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の主体となり得る電気通信事業者又はその取次ぎ若しくは代理を行う届出媒介等業務受託者のみが、「約し、又は約させる」者又は電気通信事業者等により約させられる第三者となり得る¹⁰。

<具体例>

- 次の例は、第三者に「約させる」に当たると判断される。
 - ・ 届出媒介等業務受託者が通信契約を締結した利用者に対して別店舗での端末の購入を案内し、当該別店舗において当該利用者に端末を値引きして販売させること（端末を値引きして販売することを明示的に案内していない場合であっても、別店舗に誘導しているとき時は、これに含まれる。別店舗での端末の購入を案内した店舗が「約させる」に当たるとともに、端末を値引きして販売した店舗は「約する」に当たる。）。
 - ・ 電気通信事業者が、端末の卸先事業者（移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行わず、端末の販売のみを行う事業者）に対して端末の値引き等に必要な原資を提供するとともに、当該者に依頼して、当該電気通信事業者と通信契約を締結した利用者に対して端末を値引いて販売させること。

による企画の内容の決定の関与が推測されるためその状況を確認する必要性が高く、電気通信事業者等のポイントプログラムを活用して利益の提供を行う場合には電気通信事業者等との関係を詳細に確認して判断することが不可欠と考えられる。

また、広告や施策の実施について、特定の電気通信事業者等が協力していること、利益を提供する手段として電気通信事業者等が運営するポイントプログラムを活用していることのみをもって、電気通信事業者等が約させているに当たることはない。

¹⁰ 法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号は、こうした考え方により、約させる相手方を届出媒介等業務受託者に限っている。

○ 次の例は、記載の条件のみでは第三者に「約させる」に当たるとは判断されない。

- ・ 電気通信事業者が媒介等業務受託者でない端末の販売のみを行う事業者が、再委託先の事業者に対して、端末の値引き等を約させて端末を販売させること（電気通信事業者は、第三者に約させているとはいえない。）。

- ・ 端末メーカーや商社などが、自らの原資・企画で、電気通信事業者が何ら企画に加わることなく、当該電気通信事業者が運営している、加入者を当該電気通信事業者の利用者に限らないオープンなポイント制度を活用して、当該電気通信事業者の利用者である当該端末メーカーの端末や当該商社の取り扱う端末の購入者に対してポイントを付与すること。

なお、電気通信事業者により約させられたものではない端末メーカーや商社による施策について、電気通信事業者の店舗等で周知等をする場合には、電気通信事業者は、当該施策が端末メーカーや商社によるものであることを明らかにすることが必要である。

⑤ 約する時点と利益の提供の実現の時間差

約する時点において利益の提供が実現しておらず、約する時点からみて将来において利益の提供が実現する場合であっても、「約する」に該当するか否かの判断に影響を及ぼすことはない。

（２）通信料金の割引【法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号】

① 概要

電気通信事業者は、通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利としてはならない。

② 通信料金

通信料金には、移動電気通信役務である音声伝送やデータ伝送のための定額料金や従量料金などの料金のほか、これらのオプションサービス¹¹の料金を含む。

¹¹ 通話料金が無料になるオプション、データ通信容量を増やすオプション、留守番電話サービス、フィルタリングサービスなどがこれに該当する。

③ 「有利」の判断基準

「有利」の判断は、次のア及びイに基づいて行う。すなわち、端末の購入の有無や購入する端末の種別を条件として通信料金の割引を行うことや、端末の購入をした利用者や特定の種別の端末を対象とした割安な料金プランを設定することは、「有利とする」に該当するが、次のア、イのとおり、アの区分や、イの小区分の間で通信料金が異なっているにもかかわらず「有利とする」には該当しない。

ア 料金プランの区分

「通信料金について、端末の販売等に関する契約を締結した利用者に対するものを、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利とする」ことについては、次の料金プランの区分ごとに判断する。

- a 音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン
- b データ通信のみを対象とする料金プラン
- c 音声通信のみを対象とする料金プラン
- d 特殊な形態に対応した料金プラン

dの料金プランの区分は、使用される端末の機能が著しく限定されていること等、個別の状況に応じて独立の区分とすることが妥当なものに対応する区分であり、現時点で具体的に該当するものは、次のとおりである¹²。

- ・ 子ども向けに機能を制限した端末に対応した子ども向けの料金プラン
- ・ 前払いであるために後払いの料金プランとは異なるプリペイドプラン

イ 料金プランの区分内における特定の端末の種別向けの料金プランの小区分

同一の料金プランの区分内にある料金プランであっても、端末の機能などにより利用者の利用の形態に大きな相違があることに対応するため、特定の端末の種別向けの料金プランの小区分（以下単に「小区分」という。）ごとに料金プランの提供の有無を異なるものとすることができる。小区分が異なる場合であっても、同じ条件（注：例えば、同じデータ通信容量）について、異なる料金とすることや、より高機能な

¹² この料金プランの区分に該当するこれら以外の料金プランが生じた場合には、適宜本ガイドラインに反映させる。

端末向けの料金プランの料金を安価なものとすることは、「有利とする」に当たる。その際、特定の小区分について料金の割引が行われる場合には、割引前の料金及び割引後の料金のそれぞれについて、他の小区分の料金と同じ条件について異なる料金となっているか等を判断する。

現時点で具体的に想定されるものは、次のとおりである¹³。

- ・ アa（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）については、「スマートフォン」及び「フィーチャーフォン」並びにスマートフォンであって5Gに対応したもの
- ・ アb（データ通信のみを対象とする料金プラン）については、「タブレット」、「モバイルルータ」及び「特定地点以外での利用を制限しているモバイルルータ¹⁴」並びにそれらのそれぞれについて5Gに対応したもの

④ 端末に着目しない割引等

社会的な属性や提供する役務の性質など、端末に着目しない割引等については、「有利とする」には当たらない。具体的には、年齢などの属性による高齢者向けの料金プランや、障がい者向けの料金プランなどが、これに当たる。

なお、そのような割引等を受ける利用者や利用形態に対応し、機能を限定したり、特化した機能を付加したりした端末を使用することを当該料金プランの契約の条件とすること等については、当該条件が付随的なものである限り、端末に着目していないものと考えられる。ただし、その場合であっても、端末の購入を条件とする場合には、端末に着目したものと判断される。

⑤ 持込み端末の扱い

特定の料金プランが「有利とする」に当たらないと判断されるには、当該料金プランが、自社による端末の販売等に際する場合のみならず、対象とする端末と同じ小区分に属する端末の持込みに際しても受け入れるものであることが必要である。しかし、他者が販売した端末に対応する料金プランで受け入れるための体制の確立コストを踏まえ、当面は、③アa（音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン）「スマートフォ

¹³ 小区分に該当するこれら以外のものが生じた場合には、適宜本ガイドラインに反映させる。

¹⁴ 例えば、契約上の制限を設けるとともに、端末にバッテリーが搭載されていないものなどが考えられる。

ン」以外の料金プランについては、持込み端末について自社が販売した端末を受け入れるものであれば、「有利とする」に該当するとは判断しない。

＜具体例＞

- 同じ区分に属する料金プランとして、同じデータ通信容量に対応した固定型の定額制の料金体系で料金の異なる2つの料金プランを提供することや、より大容量のデータ通信容量に対応した料金プランの方が低廉な料金となっているような2つの固定型の定額制の料金プランを提供することは、合理的な理由がなければ、「有利とする」に該当する。特定のコンテンツとのバンドルなど付随的な条件が異なることは、通常、合理的な理由とは考えられない。なお、電気通信役務に関する料金の額の算出方法は明確であることが求められており、料金プランでは、コンテンツに関する料金と渾然一体とならないようにすることが必要である（法第29条第1項第4号等）。
- 同じ区分に属する料金プランとして、一定のデータ量に対応した一の料金を設定した固定型の定額制の料金体系と複数の段階のデータ通信容量に対応した複数の段階の料金を設定した変動型の定額制の料金体系とを併せて提供している場合に、特定のデータ量に対応した料金が両方で異なること自体は、「有利とする」には該当しない。
- 5Gの料金プランは、次のようなものとすることが考えられる。
 - (i) 既存の料金プランと同一のもの
 - (ii) 既存の料金プランに付加するものなど、既存の料金プランと整合的な範囲で5Gに対応した端末でしか選択できないもの
 - (iii) 同じデータ通信容量で別料金にするなど既存の料金プランとは全く異なるもの
 - i については、当然に「有利とする」には該当しない。
 - ii については、スマートフォンであって5Gに対応したものは異なる料金プランの小区分となっており、「有利とする」には該当しない。なお、既存の料金プランと同じ料金体系で同じデータ通信容量のデータ通信容量についてより低廉な料金を設定したり、既存の料金プランより大容量のデータ通信容量についてより低廉な料金を設定したりするものは、既存の料金プランと整合的なものとはいえない（iiiに該当することとなる。）。
 - iii については、スマートフォンであって5Gに対応したものも同

じ料金プランの区分に属するため、「有利とする」に該当する。将来的に、5 Gネットワークが4 Gネットワークとは別に構築したものであること、5 Gによる利用者の利用の形態が4 Gと大きく相違することが想定されることなどを踏まえて新たな料金プランの区分を設定することとなれば、そのような料金プランについても、「有利とする」には該当しないこととなる。

- 複数台目に係る料金を低く設定することについて、事務コストの削減の反映、複数台需要の喚起等の施策として合理性を有するものである場合には、当該低く設定された料金の適用が端末の購入を条件とするものでなければ、端末に着目しない割引として、「有利とする」には該当しない。

- ウェアラブル端末については、その端末の機能に応じて対応する料金プランの区分や小区分が決定される。

なお、ウェアラブル端末とスマートフォンとをセットで使用することを前提として設定される料金プランは、複数台目に係る料金を設定している料金プランとして、「有利とする」に該当するかどうかを判断する。

- 複数の端末を販売している場合に、同一の料金プランの区分内で、購入する端末の種類ごとに選択できる料金プランが異なる場合であっても、同じ料金体系で同じデータ通信容量について異なる料金とするものでなく、かつ、それぞれの料金プランについて、当該料金プランへの加入が当該端末の購入等を条件とせず、他者が販売したものを含め、同じ小区分に属する他の機種 of 端末のいずれでも利用することができるのであれば、「有利とする」には該当しない。

- 小区分より更に詳細なものとして特定の端末のみに適用されるオプションについては、当該オプションへの加入を特定の端末のみに限定していることについて、当該オプションの内容と当該端末の有する機能に照らして合理的な理由があるような場合には、「有利とする」には該当しない。

例えば、データ無制限オプションを特定の端末のみ利用できるとすることについて、無制限にデータを使用できる周波数を特定の周波数に限定するために、一定のデータ量を超えたデータ利用を当該周波数に限定することができる端末にのみ可能とすることは合理的な理由といえる。

- 一の事業者が複数のブランドで移動通信役務を提供している場合であっても、「有利とする」に該当するかどうかは、ブランドごとではなく、その事業者の提供する料金プラン全体として判断する。

例えば、同じ料金プランの区分内で、ブランドごとに異なる料金プランを設定すること自体は「有利とする」に該当しないが、同じ料金体系で同じデータ通信容量について、ブランドごとに料金を異なるものとするのは、通信速度の制限があることなど、他に合理的な理由がないのであれば、「有利とする」に該当する。

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供【施行規則第 22 条の 2 の 16】

① 概要

施行規則第 22 条の 2 の 16 では、第 1 項において禁止される端末代金の値引き等の利益の提供の内容を、第 2 項において利益の提供の額の算定に用いる端末の価格の基準を規定している。

ア 端末代金の値引き等の利益の提供の概要【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項】

条項	利益の提供を行う条件	禁止される利益の提供等
第 1 号	・「継続利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とすること ・「新たに通信役務の提供に関する契約を締結すること（以下「新規契約」という。）（継続利用に限る。）」を条件とすること	・第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供について、一律禁止
第 2 号本文	・「移動電気通信役務を利用すること¹⁵（継続利用を除く。以下「通信役務の利用」という。）」及び「端末の購入等をする事」を条件とすること ・「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とすること	・第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供の上限について、2 万円（税抜）と端末の対照価格から先行同型機種買取価格を減じて得た額のいずれか低い額

¹⁵ 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号では、「移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること」と規定している。

ただし書	・ いわゆる在庫端末、廉価端末、 通信方式の変更等に対応するた めの端末	・ 第 2 号本文の適用を除外
------	--	-----------------

イ 利益の提供の額の算定に用いる端末の価格（対照価格）【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 2 項】

利益の提供の有無、利益の提供の額を判断するために端末の価格として用いる「対照価格」の内容を定めている。

② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項各号】

ア 「条件」の趣旨

施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項各号に規定する「継続利用」、「通信役務の利用」、「端末の購入等をする事」及び「新規契約」の条件については、同項各号において、それぞれその状態となることも含むこととしている¹⁶。

これは、利益の提供がされる条件として、例えば、「継続利用」という条件であれば、端末代金の値引き等に当たって、直接的に「継続利用」を求める場合のほか、直接的には「継続利用」を求めないものの、間接的な要件により結果として移動電気通信役務の継続的な利用がされるようにすることを含む趣旨である。「端末の購入等をする事」等の他の条件についても、「端末の購入等をしなければ満たすことのできない条件を求める事」等が含まれる。

なお、「通信役務の利用」を条件とした利益の提供が行われる場合において、利益の提供を受ける利用者が自ら継続的な利用を求める通信契約を選択することは、「継続利用」の条件には当たらない。

~~また、「通信役務の利用」等の条件を満たした者を含むものの、「通信役務の利用」等に着目せず、「通信役務の利用」等の条件を満たさない者を広く対象とするような、より一般的な条件に該当することを求めることは、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらない。~~

<直接的条件と間接的条件>

¹⁶ 例えば、「継続利用」については、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号において、「移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含む。」とされている。

- 「継続利用」を条件とすること、「通信役務の利用」を条件とすることに該当するものとしては、例えば次のようなことが想定される。

	「継続利用」を条件	「通信役務の利用」を条件
通 信 契 約 を 要 件 と する 場 合	・ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行う場合において、通信契約を解約した場合に値引きの返還等を求めること	・ 「通信役務を利用すること」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行うこと
通 信 契 約 以 外 の 要 件 を 介 在 する 場 合	・ 「2年の通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行うこと ・ 「通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等を行う場合において、通信契約を一定期間継続していなければ当該値引きが受けられないこと	・ 「通信契約を締結していなければ加入できない別のプログラムに加入していること」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行うこと
端 末 の 購 入 を 限 定 する 場 合	・ 「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行う場合において、端末の購入等を2年の通信契約を締結している場合に限っていること	・ 「端末の購入等を行うこと」を条件として端末の値引きを行う場合において、端末の購入等を通信契約を締結している者に限っていること
そ の 他	・ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条	—

	件として端末の値引きを行う場合において、通信契約を解約した場合に割賦の残金の一括払いを求めること	
	・ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件としてポイント付与を行う場合において、ポイント付与までの間に通信契約を解約した場合にはその付与をしないこと	—

<具体例>

- 通信役務に係るオプションサービスを継続して利用することを条件とする利益の提供は、そのオプションサービスが通信契約と不可分である場合には、「継続利用」を条件とする利益の提供に当たり、通信契約と不可分でない場合には、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供にあたる。

例えば、音声通話かけ放題のようなオプションサービスは前者に該当し、動画定額見放題（通信料金は別に課金）は後者に該当する。

- 通信契約を解約した場合に端末に係る違約金等を求めて、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として端末代金の値引きを行うことは、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に当たるほか、「継続利用」を条件とする利益の提供にも当たる。
- 通信契約を締結する者又は締結している者に限って端末の販売を行う場合において、「端末の購入等を行うこと」を条件として当該端末の代金に応じてポイントを付与することは、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に当たる。なお、この場合において、端末の購入等を条件として購入等をした端末の代金に応じてポイントを付与するとともに、端末以外の商品の購入等でも購入等をした商品の代金に応じてポイントを付与するとしても、「端末の購入等を行うこと」を条件とした利益の提供に当たる。
- システム上の都合等で利益の提供を受けるまでの間引き続き通信契約を締結している必要がある場合に、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件としてポイント付与を行うことは、

「継続利用」を条件とする利益の提供に当たる。

- 割賦代金の不払いなどの不正な行為を防止する目的で販売等する端末にSIMロックをかけることは、それ自体では、「継続利用」を条件とする利益の提供には当たらない。

なお、SIMロック解除の請求があった場合において割賦代金の不払いのおそれが高くないことを確認するための措置に応じてもなおSIMロックを維持すること等は、法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性がある（「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」を参照。）。

- 「通信契約を締結していなければ加入できないプログラムに加入していること」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、更に通信契約を締結している者に限って行われている「端末の買換え」を条件として買換え前の端末の値引きを約することは、「継続利用」を条件とする利益の提供に当たる。

~~○ 通信契約の利用者が端末の購入等をするという手続を含む「来店をして手続をすること」を条件として販売促進用の景品を配布することは、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とする利益の提供には当たらない。~~

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害に指定された災害その他これに類する災害の被災地において、被災した利用者に対して行う端末代金の割引等の利益の提供は、対照価格を超えない範囲であれば、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とする利益の提供には当たらない。なお、充電器など購入等をした端末を使用するために必要不可欠な機器の代金の割引等や、関連する手続に係る手数料等の減免についても、同様である。
- 法第26条の3第1項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除（施行規則第22条の2の7第1項第5号に規定する確認措置に基づく電気通信役務の提供に関する契約の解除を含む。）が行われたことにより提供した利益の返還を求めることは、「継続利用」を条件とする利益の提供には当たらない。

イ 一般的な条件への該当

「通信役務の利用」等の条件を満たした者を含むものの、「通信役務

の利用」等に着目せず、「通信役務の利用」等の条件を満たさない者を広く対象とするような、より一般的な条件に該当することを求めることは、「通信役務の利用」等を条件としていることには当たらない。

この場合に、「通信役務の利用」等の条件を満たした者と当該条件を満たしていない者とで利益の提供に係る追加的な条件を異なせたり、「通信役務の利用」等の条件を満たした者に比べて当該条件を満たしていない者が利益の提供に係る他の条件を満たすことを合理的な理由なく難しくしたりしている場合には、「通信役務の利用」等を条件としていることに当たる。

<具体例>

○ 通信契約の利用者について、端末の購入等をするという手続を含む「来店をして手続をすること」を条件として販売促進用の景品を配布することは、「端末の購入等をする」を条件とする利益の提供には当たらない。

○ 「通信役務の利用」を条件とせず、「端末の購入等をする」のみを条件として端末代金の値引きを行う場合において、「通信役務の利用」をしない者が対象となる端末を購入等する窓口等が限定されている場合には、「通信役務の利用」を条件としていることに当たる。

あたかも「通信役務の利用」をしている者のみが端末の購入等を行うことができるような表記が行われるなど、利用者による認識が期待できないような場合には、窓口等が限定されている場合に当たる。

なお、オンラインによる端末の販売等を「通信役務の利用」をする者に限定することは、オンラインが端末の販売の窓口等として非常に限定的なものであり、「通信役務の利用」をしない者による利用がほとんど見込まれず、かつ、他の窓口等については「通信役務の利用」をする者もしない者も制限なく利用できるのであれば、この限りでない。

イウ 「新規契約」を条件とする利益の提供

法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」、「新規契約」を条件として行う利益の提供は、その通信契約が「継続利用」に当たるものか、「通信役務の利用」に当たるものかに応じて、禁止行為の対象となる。

~~端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件である「新規契約」は、新たな通信契約を締結することのみを条件としているものをいう¹⁷。そのため当該電気通信事業者におけるプラン変更も対象とする場合には、「新規契約」を条件とするものには当たらないが、当該プラン変更について条件を付している場合であって、その条件による制限が対象範囲を著しく制限するものであることから事実上新たな通信契約を締結することのみを条件としていると評価されるときや、その条件による制限により事実上新たな通信契約を締結するものと同等のものに限られるときは、この限りでない。~~

また、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者が、端末等の販売に際して禁止される利益の提供の額を超えて、利用者に利益の提供を行う場合又は届出媒介等業務受託者に新規契約に関する奨励金¹⁸を提供する場合には、同項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。

端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件である「新規契約」は、新たな通信契約を締結することのみを条件としているものをいう¹⁹。そのため、当該電気通信事業者におけるプラン変更も対象とする場合には、「新規契約」を条件とするものには当たらないが、当該プラン変更について条件を付している場合であって、その条件による制限が対象範囲を著しく制限するものであることから事実上新たな通信契約を締結することのみを条件としていると評価されるときや、その条件による制限により事実上新たな通信契約を締結するものと同等のものに限られるときは、この限りでない。

また、既に契約を締結している場合に、契約の対象となる回線を追加することも、「新規契約」に当たる。

¹⁷ ~~新たな通信契約の締結のうちMNP制度により他の電気通信事業者から移行して行うものに限定している場合などを含む。~~

¹⁸ 販売代理店における事務処理に対応した対価であって販売等を奨励する性質を有しないものは、含まない。

¹⁹ 新たな通信契約の締結のうちMNP制度により他の電気通信事業者から移行して行うものに限定している場合などを含む。

端末の 販売等	条件		適用される規律の内容	
端 末 の 販 売 等 に 際 する	「新規契約」 を条件とする	「継続利用」 に当たる	利益の提供について、一律禁止	
		「通 信 役 務 の利用」に当 たる	利益の提供の上限について、2万 円（税抜）と端末の対照価格から 先行同型機種の買取価格を減じて 得た額のいずれか低い額	
端 末 の 販 売 等 に 際 してでは ない	「新規契約」 を条件とする		通信料金の割引	利益の提供等
		「継続利用」 に当たる	通信料金の割引 について法第 29条第1項第 5号に該当する 可能性	利益の提供等につ いて、法第29 条第1項第12 号に該当する可 能性
		「通 信 役 務 の利用」に当 たる		2万円（税抜） を超える利益の 提供等につい て、法第29条第 1項第12号に 該当する可能性

<具体例>

- 新たに契約を締結する者とプラン変更をする者を対象にしつつ、プラン変更について次のような条件を付している場合には、「新規契約」を条件とするものに当たる。
- ・ 電話番号が変わるプラン変更に限る。
 - ・ S I Mカードの交換が必要になる場合に限る（3 Gから4 Gへの移行など使用する端末の交換に伴い不可避免的に必要となる場合などS I Mカードの交換が必要になる全ての場合を対象とし、かつ、条件を満たす者が相当数想定される場合を除く。なお、S I Mカードの交換が必要になる全ての場合を対象としていなくても、S I Mカードの交換が不要な場合を含んでいることをもって「新規契約」を条件とするものに当たらないこととなるものではない。）。
 - ・ 携帯電話番号を変更することなくプラン変更後の移動電気通

信役務を利用するために一定の手続を要するようなものに限る。
他方で、次のような場合には、「新規契約」を条件とするものには当たらない。

- ・ 新たに通信契約を締結する者には追加的な条件はないが、当該電気通信事業者内でのプラン変更をする者は初めて行う者に限る場合
- ・ 新たに通信契約を締結する者を他社の終了予定サービスを利用している者に限るとともに、当該電気通信事業者内でのプラン変更をする者を自社の終了予定サービスを利用している者に限る場合

~~○「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件とし、端末の購入に際してではなく、毎月の通信料金を割り引くことは、そのこと自体では問題には当たらない。~~

~~○「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件とし、端末の購入に際してではなく、3万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては、ウ d と同様、法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。~~

~~○「新規契約」又は機種変更を条件として毎月の通信料金を割り引くことは、「新規契約」に際するものについては法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性があり、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となる。~~

~~これらの条件とともにプラン変更をも条件としている場合には、「新規契約」に当たらないこととなり、「新規契約」に際するもの及び端末の販売等に際するもののいずれについても、規律の対象とはならない。~~

~~なお、「機種変更」とは、利用者が電気通信事業者等から端末を購入することで使用する端末を変更することを指し、利用者が電気通信事業者等に端末を持ち込んで当該端末に対応した S I M カードに変更することは、機種変更には当たらない。~~

~~○「新規契約」又は機種変更を条件として 3 万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性があり、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となる。~~

~~これらの条件とともにプラン変更をも条件としている場合には、~~

~~「新規契約」に当たらないこととなり、端末の販売等に際するもの（機種変更に当たるもの）以外の「新規契約」に際するものについては規律の対象となることはなくなるが、端末の販売等に際するもの（機種変更に当たるもの）については禁止行為の対象となる。~~

- 新規受付を終了し、かつ、サービスの提供を終了することを発表している特定の役務について、当該電気通信事業者の提供する別の役務へと利用者を移行させるために、当該特定の役務から当該別の役務への変更に限定して、MNP手数料相当分のキャッシュバックを減免付与したり契約事務手数料を減免したりする場合は、「新規契約」を条件とするものには当たらない。

エウ 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件との関係

端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件（「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とすること、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とすること並びに「新規契約」を条件とすることをいう。以下同じ。）と他の条件を組み合わせる利益を提供する場合の扱いは、次のとおりである。

- a 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件の双方を満たす場合に一の利益の提供がされる場合
 - ・ 当該一の利益の提供について、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- b 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件を満たす場合に利益の提供がされ、他の条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合
 - ・ 双方の利益の提供について、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- c 他の条件を満たす場合に利益の提供がされ、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合
 - ・ 追加的な他の利益の提供についてのみ、端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。
- d 端末代金の値引き等の利益の提供が禁止される条件と他の条件のいずれかを満たす場合に一の利益の提供がされる場合
 - (a) 提供される一の利益が端末代金の値引き等（通信料金の割引以外の利益）である場合には、当該一の利益の提供について、端末代

金の値引き等の利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。

(b) 提供される一の利益が通信料金の割引の場合には、他の条件が実質的に意味のあるものであれば、利益の提供が禁止される条件により行われたものとはならない²⁰。

なお、利益の提供が禁止される条件を複数組み合わせる利益の提供がされる場合には、当該複数の条件により行われる全ての利益について利益の提供が禁止される条件により行われたものとなる。

<具体例>

- 次の場合は、禁止の対象となる利益の提供に該当する。
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」の条件を満たす者のうち、抽選に当選した者に対して、利益の提供を行う場合（a）
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」の条件を満たす者に対して一定の利益の提供をし、追加的に特定のアプリケーションをインストールした場合に利益の提供の額を上乗せする場合（b）
 - ・ 光回線を契約した者に対して一定の利益の提供をし、追加的に「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」の条件を満たす場合に利益の提供を上乗せする場合（c（当該追加的な利益の提供が対象となる。））
 - ・ 「継続利用」及び「端末の購入等を行うこと」の条件を満たす場合又は光回線を契約した場合のいずれかの条件を満たす者に対して一の利益の提供を行う場合（d (a)）
 - ・ 「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件とし、端末の購入に際してではなく、3万円のキャッシュバックを行う場合（d (a)）
- 「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件とし、端末の購入に際してではなく、毎月の通信料金を割り引くことは、そのこと自体では問題には当たらない（d (b)）。

²⁰ 継続利用割引が適用される条件と他の条件の場合も、同様である（（8）④エ参照）。通信料金の割引及び継続利用割引については、それらに係る条件と他の条件といずれかを満たす場合に一の利益の提供がされる場合には、他の条件が実質的に意味のあるものであれば、それらに係る条件により行われたものとはならない。

○ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」の条件を満たす者について、過去に特定の端末を購入したことがある者、利用料金が一定額以上である者など、別の要件により、利益の提供額を異ならせる場合には、それぞれの者に対する利益の提供が規律の対象となる利益の提供となり、それぞれの利益の提供額について、上限となる額を超えないことが求められる。

○ 「新規契約」又は機種変更を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性があり、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となる。

これらの条件とともにプラン変更をも条件としている場合には、「新規契約」を条件とするものには当たらないこととなり、端末の販売等に際するもの（機種変更に当たるもの）以外の「新規契約」に際するものについては規律の対象となることはなくなるが、端末の販売等に際するもの（機種変更に当たるもの）については禁止行為の対象となる（d(a)）。

なお、「機種変更」とは、利用者が電気通信事業者等から端末を購入することで使用する端末を変更することを指し、利用者が電気通信事業者等に端末を持ち込んで当該端末に対応したSIMカードに変更することは、機種変更には当たらない。

○ 「新規契約」又は機種変更を条件として毎月の通信料金を割り引くことは、「新規契約」に際するものについては法第29条第1項第5号に規定する要件に該当する可能性があり、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となる。

これらの条件とともにプラン変更をも条件としている場合には、「新規契約」を条件とするものには当たらないこととなり、「新規契約」に際するもの及び端末の販売等に際するもののいずれについても、禁止行為の対象とはならない（d(b)）。

なお、「機種変更」とは、利用者が電気通信事業者等から端末を購入することで使用する端末を変更することを指し、利用者が電気通信事業者等に端末を持ち込んで当該端末に対応したSIMカードに変更することは、機種変更には当たらない。

○ 「新規契約」又は機種変更を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性があり、端末の販売等に際

~~するものについては禁止行為の対象となる。~~

~~これらの条件とともにプラン変更をも条件としている場合には、
「新規契約」に当たらないこととなり、端末の販売等に際するもの
(機種変更に当たるもの) 以外の「新規契約」に際するものについて
は規律の対象となることはなくなるが、端末の販売等に際するもの
(機種変更に当たるもの) については禁止行為の対象となる(d(a))。~~

- 「新規契約」を条件として1.5万円のキャッシュバックを行い、
「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として1.5万円のキャッシュバックを行うことは、その両方の条件を満たす者に対して両方の利益の提供を行う場合については合計3万円のキャッシュバックを行うことになることから、禁止行為の対象となる。

オエ 利益の付与と実現の時間差

一の端末の購入に際して、他の端末の購入に特化して用いることができる利益を提供する場合のように、利益の付与と利益の実現に時間差があり、利益の提供か否か判断できる機会が複数ある施策については、付与する際に禁止の対象となるかを判断し、この判断を経た利益の提供は、実現の際には禁止の対象となるかを判断しない。

また、利益の提供が継続して実施される場合においては、一回当たりの利益の提供額と利益が提供される回数とにより利益の提供額が決まることとなるため、その両者を定めること等により、利益の提供額の上限を定めることを要する。

＜具体例＞

- 端末の購入の際に付与する将来の端末の機種変更の特化して利用することができるクーポンについては、次のように扱う。
- ・ 当該クーポンを付与する際に、条件の内容に応じて禁止の対象となるかを判断する（将来の端末の機種変更を利用する際の条件についても付与する際に併せて判断する。）。
 - ・ 当該クーポンを利用する際には、禁止の対象となるかの判断は要さない。
- なお、端末の購入に際してではなく付与するクーポンについては、当該クーポンを利用する際に条件の内容に応じて禁止の対象となるかを判断する。
- 「継続利用」ではない「通信役務の利用」を条件として、毎月1,000

円の商品券を付与する場合において、次のような措置により、提供される利益の額又はその上限を決定していなければ、利益の提供額の上限に違反すると判断される。なお、通信役務を解除した場合に利益の提供を終了するときは、「継続利用」を条件とする利益の提供に当たる。

- ・ 商品券を付与する回数を 12 回とすること（又は期間を 1 年間とすること。）。
- ・ 付与する商品券の総額の上限を 1 万円とすること。

カオ 最低利用期間の取扱い

一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供している電気通事業者について、一年以下最低利用期間契約の締結を条件とすることは、「継続利用」の条件ではなく、「通信役務の利用」の条件として扱う。一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供しているか否かは、料金プランの区分（（２）③ア）ごとに判断する。

③ 利益の提供の形態等【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号】

ア 利益の提供の形態

禁止される利益の提供の形態は、経済的な利益を広く対象としている。具体的には、次のようなものがある。

a 端末代金の値引き【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イ】

端末代金の値引きは、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イ（対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとする）に規定されている。

一般的に、端末代金については、値引きが適用されていない場合の価格と値引きが適用された後の価格の差を見ることで、値引きの有無や値引き額を把握できるが、必ずしも電気通事業者等が値引きが適用されていない場合の価格を設定するとは限らない。そのため、値引きの有無や割引額を判断するための比較対象とする「対照価格」との差分の有無又は額により、利益の提供の有無又は額を判断する。

b 他の役務又は他の財の割引又は無償提供【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ロ】

割引又は減免が適用されていない場合の料金又は代金と、割引又

は減免が適用された後の料金又は代金との差を見ることで²¹、割引の有無や割引額を把握する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスについては、無償で提供しても利益の提供とはしない。

- c 端末を譲り受ける際の市場における一般的な価格を超える額の対価の提供【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ハ】

利用者から端末の買取等を行う際に、中古端末市場における一般的な買取価格を超える額を対価として提供することは利益の提供に当たり、当該対価の額と一般的な価格の差が利益の提供の額となる。

- d 経済上の利益【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ニ】

a から c までは掲げるもののほか、経済的な利益は、全て「利益」に当たる。具体的には、金銭、ポイント、商品券、クーポン等が考えられる。

<具体例>

- 端末補償サービス（事前に加入することで、端末が破損等した場合には未加入者よりも低廉な価格で修理等が受けられるサービス）その他類似サービスについては、赤字が指向されておらず、かつ、端末購入者のみを加入可能とする合理的な理由がある場合には、利益の提供に該当しない。

~~○ 抽選により提供される利益の額は、抽選の当選確率にかかわらず、当選した場合に得られる最も高い利益の提供の額を、利益の提供の額として認識する。~~

- 窓口の順番の優先権の付与のように、経済的な利益とは言いがたいものを提供することは、利益の提供に該当しない。
- 販売等した端末代金の支払いについて割賦を提供している場合に、割賦に係る期間中に通信役務に係る契約を解除したことを理由として、割賦に係る残債の繰上げでの一括支払いを求めることは、割賦の提供自体は利益の提供に該当せず、継続利用を条件とした利益の提

²¹ 自らが提供している他の役務の場合には、自らが他の者に提供している価格、他の者が提供している他の役務の場合には、その者が他の者に提供している価格などとの差を見ることになる。

供には該当しないが、通信役務の継続を条件として端末代金の支払いに係る割賦を提供するものであり、改正法の趣旨に鑑みれば、法第29条第1項第12号に該当する可能性がある。

イ 将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い

電気通信事業者は、将来時点において端末の買取りを行うこと等により、一定の金額と当該端末の買取価格等との差額が利益提供額となるような、将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合²²には、利益の提供額が確定した段階で上限となる額を超えるのであれば、禁止行為に違反することとなる。そのような場合であっても、次の手順によることで、約し、又は約させる時点において利益提供額を確定することができる^{23,24,25}。

なお、届出媒介等業務受託者が独自にこうした施策を講ずる場合には、当該届出媒介等業務受託者が当該手順を行うこともできる。

- a 利益の提供を約する前に、利益の提供を行う将来時点において予見される合理的な買取等予定価格（以下単に「買取等予定価格」という。）について、その裏付け資料とともに総務省に提出する²⁶。
- b 電気通信事業者において、買取等予定価格を公表する²⁷。
- c 電気通信事業者において、当該利益の提供を行う利用者に対し、利益提供額及び買取等予定価格を説明する。

²² 残価を設定して行う端末のリース契約については、設定される残価の水準によっては利益の提供と認識され、かつ、その金額が将来時点でしか確定しないこととなる場合がある。

²³ 仮に上限を上回ることとなった場合であっても、禁止行為への違反としての措置の対象とはしない。

²⁴ イの手続を使わず、利益の提供額の確定にあたり上限となる額を超えることとなる分は除外する旨を利益の提供を約し、又は約させる際に定めておき、上限となる額を超えることとならないように利用者との間で提供する利益の額を調整することも考えられる。

²⁵ 具体的な手順については、別紙1のとおり。

²⁶ 買取等予定価格が各社平均値から著しく乖離している場合などには、総務省は追加的な裏付け資料の提出を求めることがあり得る。

²⁷ 公表の方法としては、ウェブページの分かりやすい場所に掲載することが考えられる。

- d 買取りを行う時期が到来した際には、同じ形態で利益の提供を行う利用者以外の利用者についても、事前の買取等予定価格によって買取りを行う²⁸²⁹³⁰。

④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用【施行規則第22条の2の16第1項第2号】

ア 上限となる額

上限となる額は、2万円（税抜）又は対照価格から販売等する端末の先行同型機種 of 買取価格を減じて得た額のいずれか低い方である。

「先行同型機種」とは、販売等する端末の直近の先行同型機種、その直近の先行同型機種のように、過去に販売された同型機種の全てをいい、このうち最も高い買取価格を用いて計算する³¹。なお、端末の記憶容量や色に着目して買取価格に差異を設けている場合には、それらに応じた買取価格を用いる。

この際、届出媒介等業務受託者が参照すべき「先行同型機種の買取価格」は、当該届出媒介等業務受託者の委託元である電気通信事業者の施策として買取りを行う場合は当該電気通信事業者が設定する買取価格であり、自らの施策として買取りを行う場合は自らが設定する買取価格である。

²⁸ 総務省への提出時と状況が変動したこと等により、同じ形態で利益の提供を行う利用者以外の利用者からの買取価格を買取等予定価格と異なるものとする場合には、変動後の価格と変動が生じた理由を総務省に提出するとともに、公表することを要する。また、買取等予定価格が市場における一般的な買取価格を著しく超える事例が頻繁に生ずる電気通信事業者においては、他の端末を含め、当初の裏付け資料として、合理性についてのより詳細な資料の提出を要する。

²⁹ 他の利用者について当該端末の買取りを行わない場合には、中古端末市場における当該端末の一般的な買取価格及びその買取価格と買取等予定価格との乖離の理由を総務省に提出するとともに、公表することを要する。

³⁰ 同じ形態で利益の提供を行う利用者以外の利用者から市場における一般的な買取価格を超える価格で買取りを行うこととなる場合には、その差額は他の利用者に対する利益の提供となる。

³¹ 一の事業者が複数のブランドで移動通信役務を提供している場合において、契約しているブランドごとに同一の機種の電気通信設備について異なる買取価格を設定している時には、ブランドにかかわらず、最も高い買取価格を用いて計算する。

イ 提供される利益の額の計算

提供される利益の額が、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の範囲内にあるか否かは、

- ・ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とすることにより提供される利益
- ・ これらの利益の提供を受けるために必要となる契約に関して電気通信事業者及び当該電気通信事業者が提供する通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が提供する全ての利益

を合計した額（合計利益提供額）で判断する。

条件を満たす契約が複数締結されることを条件として一の利益の提供が行われる場合には、キャッシュバックなど提供される利益が分割できるものであるときは実際に提供された利用者ごとの個別の額により、物品の供与など提供される利益が分割できないものであるときは条件を満たす契約の数で按分して得た額により判断する。

複数の回線の利用を内容とする一の契約の締結及びそれに対応した複数の端末の購入等を条件として端末代金の値引き等の利益の提供が行われる場合には、利益の提供額は、回線ごとに判断する。

抽選により提供される利益の額は、抽選の当選確率にかかわらず、当選した場合に得られる最も高い利益の提供の額を、利益の提供額として認識する。

端末の売買など消費税が賦課される取引に係る対価の割引の場合には、利益の提供額の算定は、税抜の額により行う。

<具体例>

○ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件として、様々な商品・サービスの対価の支払に1ポイント1円として利用することができるポイントを2万2千ポイント付与することは、2万2千円の利益の提供を行うことに当たる。ただし、当該ポイントが10%の消費税が課税される商品・サービスのみに対し、税込で表示された価格について使用可能である場合には、利益の提供額は2万円となる。

例えば、当該ポイントの使用の可能性に応じ、次のように判断される。

- ・ 当該ポイントについて、10%の消費税が課税される 10 万円（税

抜)の端末の購入に使用し、当該端末を10万円(税抜)から2万2千円(2万2千ポイント分)を減じた7万8千円(税抜)で購入できる場合には、利益の提供額は、2万2千円となる。

・ 当該ポイントについて、10%の消費税が課税される10万円(税抜)の端末の購入のみに使用が可能であり、11万円(税込)から2万2千円(2万2千ポイント分)を減じた8万8千円(税込)で購入できる場合には、利益の提供は、2万円となる。

・ 当該ポイントについて、10%の消費税が課税される10万円(税抜)の端末若しくは8%の消費税が課税される5万円(税抜)の食料品の購入に使用し、それぞれ8万8千円(税込)若しくは3万2千円(税込)で購入でき、又は非課税の2万2千円の寄付への充当に使用することができる場合には、利益の提供額は、2万2千円となる。

⑤ 電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者の双方による利益の提供

電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の双方が、同一の端末の販売等に際して利用者に対して利益の提供を行う場合には、その双方において、合計利益提供額が利益の提供の額の上限を上回ることがないよう業務を行うことが必要となる。

電気通信事業者は、法第27条の4の指導等措置義務として、届出媒介等業務受託者に対し「委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない」とされており、施行規則第22条の2の18において、法第73条の3において準用する法第27条の3第2項の規定を遵守するために必要な措置を講ずることが義務づけられている。そのため、電気通信事業者は、委託先の届出媒介等業務受託者が上限を上回る利益の提供を行わないよう、指導することが必要となる。

電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者が法第27条の3第2項第1号を遵守するために講ずる具体的な措置の内容としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 規定の趣旨、規定の内容についての十分な情報提供
- ・ 届出媒介等業務受託者における規定の遵守のための一般的な管理体制の構築の指導の徹底、管理体制の構築の確認等
- ・ 自らが行う利益の提供の額³²の通知³³

³² 自らが行う利益の提供の額が法に基づく上限となることも可能である。

³³ 例えば、電気通信事業者が、自らが行う利益の提供の額を届出媒介等業務受託者に通知するだけでなく、合計利益提供額の上限との差額を、届出媒介等業務受託者が任意に設定できる利益の提供額の上限として示すことは、独占

なお、これらの措置を講ずるに当たっては、電気通信事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に抵触することのないよう留意する必要がある。

例えば、以下のような行為は、独占禁止法の規定に抵触するおそれがある。

- ・ 電気通信事業者が届出媒介等業務受託者に対し、届出媒介等業務受託者が販売する端末の具体的な価格や、届出媒介等業務受託者が行う利益提供の具体的な額を指示して守らせること
- ・ 電気通信事業者と届出媒介等業務受託者が、届出媒介等業務受託者が販売する端末の具体的な価格や、届出媒介等業務受託者が行う利益提供の具体的な額について合意すること
- ・ 電気通信事業者が届出媒介等業務受託者に対し、利用者に対する利益の提供を強要すること

媒介等業務受託者においては、電気通信事業者により講じられた措置を受けて、法の規定の内容を十分に理解し、その遵守のための管理体制を構築することにより、自らが行う利益の提供が法の規定に反しないよう、業務を行う必要がある。

⑥ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の例外【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ただし書】

ア 不良在庫端末【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イ】

a 概要

在庫端末については、次の表のとおり、最終調達日を基準とした利益の提供が可能である³⁴³⁵。

製造事業者による製造の状況	同一の機種 of 最終調達日からの経過期間	利益の提供の額 of 上限
中止されていないもの	24 か月	対照価格の半額に相当する額

禁止法上問題とならない。

³⁴ 禁止の対象となる利益の提供とならないよう、端末を単体で販売すること等により対応することも考えられる。

³⁵ 当該特例の適用に当たっては、電気通信事業者は届出媒介等業務受託者にこれを適用する旨を通知することを要する。

中止されたもの	12 か月	対照価格の半額に相当する額
	24 か月	対照価格の 8 割に相当する額

b 最終調達日

基準となる最終調達日は、電気通信事業者等について、それぞれ次のとおりである。

~~-(a)-~~ (a) 電気通信事業者

電気通信事業者が調達した端末は、電気通信事業者に最後に納入された日

~~-(b)-~~ (b) 届出媒介等業務受託者

届出媒介等業務受託者が調達した端末は、端末の調達元に応じて次のとおり。

- ・ 電気通信事業者から調達した端末については、電気通信事業者
に最後に納入された日
- ・ 電気通信事業者以外の者から調達した端末については、当該媒
介等業務受託者に最後に納入された日

「納入された日」とは、当該電気通信設備の引渡しがあった日であり、例えば、最初に 1 年分の発注を行い、3 か月ごとに 1 / 4 ずつ引き渡される契約であれば、最後に引き渡された日が最後に納入された日となる³⁶。その際、調達日は、容量や色ごとに判断する。

最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、最終調達日は、当該販売等が開始された日となる。

なお、不良在庫端末の要件を満たすとして、利益の提供の額の上限の特例を適用している期間中に、別の調達行為（準備行為を含む。）を行った場合には、それまでの調達分も含めて、不良在庫端末の要件を満たさないこととなる。

c 最終調達日又は製造の中止がされていることの確定

不良在庫端末に関する特例の適用に当たり、電気通信事業者等は、最終調達日又は製造の中止がされていることについて、客観的に示

³⁶ 例えば、最初に長期間分の発注を行い、それに基づく複数回に渡る納入を途中で打ち切った場合は、最後に調達した日は、打ち切る直前の納入日となる。

することができる資料等の関係資料を総務省に提出することを要する

³⁷。

イ 廉価端末【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ロ】

利益提供日における対照価格が 2 万円（税抜）以下の端末については、対照価格未満の利益の提供が可能である³⁸。

ウ 通信方式の変更に対応するための端末【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1-2 項第 2 号ハ】

a 概要

その提供を廃止するために契約に係る申込みの受付を終了した音声通信又はデータ通信の方式（以下「旧通信方式」という。）を用いた通信役務の利用者が、~~当該旧通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等をする端末~~又は P H S の利用者が移動電気通信役務に対応するために購入等をする端末については、対照価格以下の利益の提供が可能である³⁹。

b 対象となる通信役務等

(a) 「特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）」

対象となる旧通信方式を用いた通信役務は、次のいずれにも該当するものである。

(i) 旧通信方式を用いた通信役務に係る端末の販売を終了していること。

(ii) 旧通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約の全てについて新規加入の申込受付を終了していること⁴⁰。

³⁷ 具体的な手順については、別紙 2 のとおり。

³⁸ 当該対象設備の先行同型機種を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額の如何にかかわらず、当該対象設備の対照価格未満の利益の提供が可能となるものである。

³⁹ 通信方式の変更は電気通信事業者が行うものであることから、通信方式を変更しようとする電気通信事業者は、法第 27 条の 4 の指導等措置義務として、通信方式を変更しようとする旨及び自ら把握している旧通信方式のみに対応した端末の機種等について、届出媒介等業務受託者に対して通知することを要する。

⁴⁰ 「新規加入の申込受付を終了していること」には、新規契約の締結を行う

旧通信方式を用いた通信役務に係る端末が他の通信役務の提供に関する契約により利用可能な状態である場合であっても、次のいずれも満たすときは、そのことをもって、当該旧通信方式を用いた通信役務の新規加入の申込受付を終了していないこととはしない。なお、この場合においても、当該他の通信役務の提供に関する契約は、旧通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約には該当しない。

(i) 当該他の通信役務の提供に関する契約により、旧通信方式を用いた通信役務に係る端末の利用が可能であることを明示していないこと。

(ii) 旧通信方式を用いた通信役務に係る端末による当該他の通信役務の提供に関する契約の締結を推奨・訴求していないこと。

(b) 旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの「利用者」

対象となる「利用者」は、旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約を締結している者である。自らの提供するサービスの利用者であるか、他の電気通信事業者の提供するサービスの利用者であるかは、問わない。

(c) 「当該通信方式のみに対応した移動端末設備」等

対象となる端末は、旧通信方式のみに対応した端末（旧通信方式及びPHSのみに対応した端末を含む。以下同じ。）又はPHSのみに対応した端末である。

3Gに関しては、音声通信及びデータ通信のいずれも3Gのみに対応した端末のみならず、V o L T Eに対応していない端末（音声通信は、3Gのみで行う端末。）が該当する。

(d) 旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末を「現に利用している者」

単に対象となる端末を所有しているだけでなく、当該端末を現に利用していることが必要である。

(e) 旧通信方式に代わる新たな通信方式等に「対応するために購入等」する端末

旧通信方式を用いた通信役務の利用者が旧通信方式に代わる新たな通信方式に「対応するために購入等」する端末又はPHSの利用者が移動電気通信役務に「対応するために購入等」するための端末

ことができないことに加え、自社利用者について、自社が提供する他の通信契約からの契約変更ができないことが必要である。

が対象である。このため、現に利用している旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末の利用を廃することとなるものであり、旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約の解約が必要となる⁴¹。

c 確認の実施

次の事項を確実に確認するとともに、必要に応じ提出することができるよう、関係資料を保管しておくことが必要である。

(a) 旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの利用者であること。

現に締結されている通信役務の提供に関する契約が、対象となる旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約であることを確認すること⁴²。

旧通信方式を用いた通信役務が3Gの場合には、3Gのみに対応した契約又は非V o L T Eのみに対応した契約であること。

(b) 旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末を現に利用している者であること。

持ち込まれた端末が、旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末であることを確認するとともに、当該端末を現に利用していることを確認すること⁴³。

(c) 旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約

⁴¹ 旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約の解約とは、旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約を解約し、新たな通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約を新たに締結することだけでなく、自社の利用者について、旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約から新たな通信役務の提供に関する契約に変更することを含む。

⁴² 旧通信方式を用いた通信役務の利用者であることは、本人が加入している料金プランについて、自社の利用者の場合には、顧客管理システムにより、他社の利用者の場合には、契約書や請求書、マイページのハードコピー等により、確認することが考えられる。なお、持ち込まれた端末の画面に表示されたマイページや移転元の事業者のコールセンターへの問合せにより確認するなど、ハードコピーを残すことが困難である場合には、確認の手法や確認先、確認の内容等を記録し、保存することが考えられる。

⁴³ 当該端末を現に利用していることは、自社の利用者の場合には、持ち込まれた端末が顧客管理システムに登録された端末と一致することにより、他社の利用者の場合には、持ち込まれた端末の画面上に自局番号を表示させることにより、確認することが考えられる。

を持ち込まれた端末により利用していること。

旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約を持ち込まれた端末により利用していることを確認すること⁴⁴。

(d) 旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約を解約すること。

現に締結されている旧通信方式を用いた通信役務又はPHSの提供に関する契約を解約し、新たな通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約を締結することを確認すること⁴⁵。

d 自社の通信役務の利用者との電気通信事業者の通信役務の利用者との関係

通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供については、自社の通信役務の利用者（以下「自社利用者」という。）を対象とせず他の電気通信事業者の通信役務の利用者（以下「他社利用者」という。）のみを対象とすること、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回ること、自社利用者に対する利益の提供の条件よりも他社利用者に対する利益の提供の条件を有利なものとする等がないことを要する。

通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供とともに他の利益の提供を行う場合においても、通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供について、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る等がないようにすることを要する。

電気通信事業者とその販売代理店など複数の主体により利益の提供が行われる場合においては、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る等となっていないかは、利益の提供を行う一の主体ごとにそれぞれ判断する。

ある主体が自社利用者に対して通信方式の変更に対応するための

⁴⁴ 自社の利用者の場合には、(a)及び(b)により、他社の利用者の場合には、端末の画面上に表示される自局番号が、契約書や請求書、マイページのハードコピーに記載されている電話番号と一致することにより、確認することが考えられる。

⁴⁵ 旧通信方式を用いた通信契約の提供に関する契約を解約することは、自社の利用者の場合には、契約変更の手続を行うことにより、他社利用者の場合には、持ち込まれた端末の画面上に表示される自局番号と同一の番号でMNP手続が行われることにより、確認することが考えられる。

端末に係る利益の提供以外の利益の提供が禁止される条件による利益の提供を行い、別の主体が通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供を行う場合において、当該別の主体による当該利益の提供について、自社利用者に対する利益の提供の合計額が上限額を超えないようにするためにやむを得ないときは、その限度において、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回ること等は許容される。

e 利用者への周知

通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供の条件について、利用者が誤認することがないようにすることが必要である。利用者による必要な条件の認識が著しく困難と認められる場合には、当該条件が適切に設定されていなかったと判断される可能性がある。

<具体例>

○ 自社利用者と他社利用者の両方を対象とする施策について、自社利用者向けの適用条件と他社利用者向けの適用条件を別々の広告により掲出することにより、あたかも他社利用者に対してのみ施策が適用されると誤解を招くような方法で当該施策の訴求を行う場合には、利用者による必要な条件の認識が著しく困難と認められる可能性がある。

エ 周波数の移行に対応するための端末【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号項二】

その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知した音声通信又はデータ通信の周波数帯（以下「旧周波数帯」という。）を用いた通信役務の利用者が、他の周波数帯に対応するために購入等する端末については、対照価格以下の利益の提供が可能である⁴⁶。当該措置を講ずることができる相手方たる利用者は、旧周波数帯のみに対応した端末を現に利用している者に限る。

⁴⁶ 周波数の移行は電気通信事業者が行うものであることから、周波数の移行をしようとする電気通信事業者は、法第 27 条の 4 の指導等措置義務として、周波数を移行しようとする旨及び自ら把握している旧周波数帯のみに対応した端末の機種等について、届出媒介等業務受託者に対して通知することを要する。

⑦ 対照価格【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 2 項、第 40 条の 2】

ア 対照価格の内容

対照価格は、電気通信事業者、媒介等業務受託者、その他の者で異なり、それぞれ次のとおりである。これらの価格は、法人ごと⁴⁷に判断する。

a 電気通信事業者

- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について複数の価格⁴⁸を定めている場合は、当該複数の価格のうち最も高い価格。
- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について一の価格のみを定めている場合は、当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格。

b 届出媒介等業務受託者

- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について複数の価格を定めている場合は、当該複数の価格のうち最も高い価格⁴⁹。
- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について一の価格のみを定めている場合は、次のとおり。
 - ー 電気通信事業者から調達した端末は、当該一の価格と電気通信事業者の対照価格のいずれか高い価格。
 - ー 電気通信事業者以外の者から調達した端末は、当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格。

c 電気通信事業者等以外の者

- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について複数の価格を定めている場合は、複数の価格のうち最も高い価格。
- ・ 同一の機種 of 電気通信設備について一の価格のみを定めている場合は、当該一の価格。

イ 調達価格

対象設備の正確な調達価格が定かでない場合における当該対象設備

⁴⁷ 一の事業者が複数のブランドで移動通信役務を提供している場合において、同一の機種 of 電気通信設備についてブランドごとに複数の価格を設定しているときであっても、対照価格は法人ごとに判断する。

⁴⁸ 複数の価格としては、通常販売価格、端末が故障等した利用者に対して再度同一の機種 of 電気通信設備を販売する際の販売価格等が想定される。

⁴⁹ 二以上の委託電気通信事業者から同一の機種 of 端末を調達している届出媒介等業務受託者における委託電気通信事業者から調達した端末に係る対照価格は、委託電気通信事業者ごとに判断する。

の調達価格は、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の当該電気通信事業者における調達価格とし、当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備の当該電気通信事業者における調達価格とする。

ウ 中古端末の扱い

中古端末の場合には、アの基準は次のように適用する。

- ・ a から c までにおいて、同一の機種の電気通信設備について、複数の価格があるか一の価格のみがあるかの判断については、「同一の機種の電気通信設備で販売等する端末と同等の状態であるものについて複数の価格があるか一の価格のみがあるか」により判断する。なお、販売等の直前に新品を開封する等により形式的に中古端末として扱おうとするものであっても、新品と同等の状態にあるものは新品として扱う。端末の記憶容量や色に着目して価格が定められている場合には、それぞれの価格を用いる。
- ・ a 及び b における「調達価格」について、状態が異なる端末を一括して調達する等、個々の端末の正確な調達価格が定かでないときは、「同一の機種の電気通信設備で販売等する端末と同等の状態であるものの当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者の調達価格」とする。具体的には、当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者における当該端末と同等の中古端末の調達価格の実績値を用い、それがない場合には、当該電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が立証する中古端末市場における一般的な買取価格とする。なお、端末の記憶容量や色に着目して買取価格に差異を設けている場合には、それに応じた調達価格を用いる。

エ 不当な価格設定への対処

端末について、複数の価格を定めているものの、それらが全て調達価格よりも低いものである場合には、潜脱行為に当たるものとして、適正な基準価格とは認められない。

電気通信事業者等においては、潜脱行為が疑われる事例が生じた場合における総務省による報告徴収等に対応するため、速やかに調達価格を説明できるよう、必要な資料を整理しておくことが求められる。

なお、会計上減損処理をした端末については、減損処理後の残存価値を元に調達価格を算定することができる。当該算定を行うに当たって

は、当該算定を行うこと、当該算定の内容及び当該算定の対象となる端末の台数⁵⁰を客観的に示すことができる関係書類⁵¹を総務省に提出することを要する⁵²。

＜具体例＞

- 通常販売価格と通常販売価格から1万円割り引いた価格とを提示している場合には、複数の価格を定めているものとして、当該複数の価格のうち最も高い価格である通常販売価格が対照価格となる。
- 4万円で調達した端末を全ての利用者に対して5万円で販売している場合には、一の価格のみを定めている場合となり、その調達価格と販売価格の高い方の額として、5万円が対照価格となる。
- 端末について通常販売価格のみを定めている場合において、調達価格の変動等により、通常販売価格を見直して、値下げする場合には、値下げ後の通常販売価格が対照価格を定める際の一の価格となる。
- 届出媒介等業務受託者が端末代金に対して頭金を設定している場合には、当該届出媒介等業務受託者の対照価格は、当該頭金を含んだものとなる。
- 以前調達した端末が在庫になっている段階で、以前の調達より安価に同型機種を調達した場合には、これらの端末の調達価格を加重平均して求めた額を調達価格とすることができる。この場合には、加重平均して算定を行うこと及び当該算定の対象となる端末の台数等（調達ごとに、① 調達台数、② 届出媒介等業務受託者に卸した台数、③ ②のうち利用者に対して販売等されていない台数、④ ①と②の差分、⑤ ④のうち利用者に対して販売等した台数、⑥ ④のうち利用者に対して販売等されていない台数、⑦ ⑥の調達価格）を客観的に示すことができる関係資料を総務省に提出することを要する。

⁵⁰ ① 調達台数、② 届出媒介等業務受託者に卸した台数、③ ②のうち利用者に対して販売等されていない台数、④ ①と②の差分、⑤ ④のうち利用者に対して販売等した台数、⑥ 減損処理の対象となった台数。保有する在庫のうち一部の端末に限って減損処理を行う場合には、①の調達台数は、それまで調達した全端末、当該保有する在庫の端末及び当該一部の端末のそれぞれの台数とする。

⁵¹ 全体の概要を説明した資料並びに算定の内容及び算定対象となる端末の台数のそれぞれの裏付けとなる資料その他参考となる資料。

⁵² 関係書類の提出は、十分な時間的余裕を持って行うことを要する。

なお、加重平均して調達価格を算出した場合には、その対象となった端末の調達価格は加重平均後の価格となる。そのため、例えば、調達価格の更なる引下げ等により再度調達価格を加重平均して算出する場合には、更なる引下げ等の前に調達した端末については、最初の加重平均後の調達価格を用いる。

- 次のような場合は、適切に算定された調達価格とはいえない。
 - ・ 端末以外の取引も有する端末メーカーとの間で、端末以外の取引の価格を調整することにより、特定端末の調達価格を著しく低く設定する場合
 - ・ 電気通信事業者等が端末メーカーと協力して端末を開発するような場合において、端末の調達価格が同等の機能を有する他の端末より著しく低い価格に設定されており、製造原価をも下回っているとき

6 不当な期間拘束

(1) 規定の概要

① 法律の規定

法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号（法第 73 条の 3 において準用する場合を含む。以下同じ。）は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させることを禁止している。

② 省令の規定

施行規則第 22 条の 2 の 17（施行規則第 40 条の 2 で準用する場合を含む。以下同じ。）は、契約の解除を不当に妨げる提供条件として、

- ・ 違約金等の定めに係る期間が上限を超えるもの
- ・ 違約金等の定めがない契約を提供しないこと
- ・ 違約金等の定めがない契約の料金と違約金等の定めがある契約の料金との差が上限を超えるもの
- ・ 違約金等と特定経済的利益の合計額が上限を超えるもの
- ・ 違約金等の定めがある契約の更新に当たり所要の条件を満たさないもの
- ・ 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供が上限を超えるもの

を規定している。

(2) 違約金等の定め等

① 違約金等【施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号】

違約金等とは、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として求める違約金その他の経済的な負担をいう。その負担の名称が「違約金」であるか否かを問わない。

なお、電気通信事業者が番号ポータビリティの利用者に負担を求めている手数料（いわゆる「MNP 手数料」）に関し、合理的な理由なく契約の締結からの期間に応じて額を変えて設定している場合には最も低い額との差額が、合理的な理由なく高額に設定している場合には妥当な額との差額が、それぞれ違約金等となる。

② 違約金等の定め【施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号】

違約金等の定めとは、契約における違約金等に関する定めをいう。

＜具体例＞

- 契約期間に定めのある契約において、契約期間中に当該契約の解除を行うに当たり求める経済的な負担は違約金等に当たり、これに関する契約上の定めは違約金等に関する定めにあたる。
- 契約期間に定めのない契約において、契約の締結から1年以内に当該契約の解除を行うに当たり求める経済的負担は違約金等に当たり、これに関する契約上の定めは違約金等の定めにあたる。
- 買取りをした端末の買取代金を分割して2年間に渡り利用者に支払うこととし、当該期間における通信料金等の代金と相殺することとしている場合において、当該期間中に通信役務に係る契約が解約された場合に買取代金の支払いを終了することについては、買取代金の支払いは利益の提供にあたるものではないため、「違約金等」には当たらない。しかし、通信役務に係る契約の解約を理由として本来支払うべき買取代金の支払いを終了することは、法第29条第1項第12号に該当する可能性がある。

（3）違約金等の定めに係る期間の上限【施行規則第22条の2の17第1号】

① 概要

違約金等の定めに係る期間が2年を超えている提供条件は、約し、又は約させることを禁止する。

② 違約金等の定めに係る期間の算定

違約金等の定めに係る期間は、契約を締結した日が属する月の翌月から起算することができる。

（4）違約金等の定めがない契約の提供【施行規則第22条の2の17第2号】

① 概要

違約金等の定めがない契約を提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が1年を超える、又は違約金等の定めのある契約に更新できるものである提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

すなわち、違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約については、これらの契約と違約

金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が同一である違約金等の定めがない契約を提供しなければならない。一年以上最低利用期間契約については、違約金等の定めがない契約の提供は要さない。

＜具体例＞

- 違約金等の定めのある契約に更新できる契約において加入できるオプションについて、違約金等の定めのない契約においては加入できない場合には、違約金等の定めのない契約を提供していることとはならない。

② 違約金等の定めがない契約を提供する範囲

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約については、個々の料金プランに係る契約について違約金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が同一である違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

＜具体例＞

- スマートフォン向けに、データ量に応じて可変する料金プランと大容量に応じた料金プランを有する電気通信事業者は、それぞれについて違約金等の定めがない契約を提供する必要がある。

③ 一年以上最低利用期間契約を提供する電気通信事業者の扱い

違約金等の定めがない契約の提供は料金プランの単位ごとに判断するため、電気通信事業者が、一年以上最低利用期間契約のほかに、違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約や違約金等の定めのある契約に更新できる契約を提供している場合には、これらの契約に対応する違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

＜具体例＞

- 電気通信事業者が、一年以上最低利用期間契約とともに、2年の最低利用期間付き契約を提供している場合には、2年の最低利用期間付き契約について違約金等の定めがない契約を提供することを要する。

(5) 違約金等の定めがある契約と違約金等の定めがない契約との料金差の上限【施行規則第22条の2の17第3号】

① 概要

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約に対応して提供される場合における双方の契約の料金差が170円（税抜）を超える提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

② 料金以外の利益の提供

違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約及び違約金等の定めのある契約に更新できる契約に対応して提供される違約金等の定めがない契約は、違約金等の額及び料金以外の提供条件が同一であることを要することから、料金以外の利益の提供を行うことは、約し、又は約させることを禁止する提供条件に該当する。

（6）違約金等と特定経済的利益の合計額の上限【施行規則第22条の2の17第4号】

① 概要

違約金等の額と特定経済的利益の額の合計額が、1,000円（税抜）を超える提供条件については、約し、又は約させることを禁止する。

② 特定経済的利益

特定経済的利益とは、違約金等の定めに係る期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として受けることができないこととする経済的利益をいう。

＜具体例＞

- 違約金等の定めに係る期間が2年である場合に、その2年の期間内に契約の変更又は解除を行ったことを理由に2年後に付与するポイントを付与しないこととすることは、特定経済的利益に当たる。この場合において、当該期間がちょうど2年でない場合でも、そのずれが1か月から2か月程度であるなど概ね2年であれば、特定経済的利益に当たる。

違約金の定めに係る期間に対応しない期間に着目して違約金等の定めがある契約の締結を条件として行うポイントの付与については特定経済的利益に当たらないが、料金の減免については違約金の定めのある契約と違約金の定めのない契約との料金差の上限の範囲内である必要がある。

なお、利用者からの通信料金の支払いがない場合にポイントを付与することまでを求めるものではない。

- 端末の買取額の支払いを契約の締結から一定期間で分割して行う場合において、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由としてそれを行わないこととする定めは、本規定の直接の対象とはならないが、契約の変更又は解除を理由として本来支払うべき額の支払いを行わないものであることから、法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性がある。

(7) 違約金等の定めがある契約の更新の条件【施行規則第22条の2の17第5号】

① 概要

違約金等の定めがある契約で自動更新ができるものを提供する場合には、次のいずれかに該当する契約は、約し、又は約させることを禁止する提供条件とする。

ア 新たな契約の締結に際して、利用者が違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新するどうかを選択できないこと。

イ 上記の選択の内容によって料金その他の提供条件が異なること。

ウ 違約金等の定めに係る期間の満了時に、利用者が違約金等の定めがある契約に更新するどうかを選択できないこと。

エ 違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月並びにその翌月及び翌々月（利用者が違約金等の定めがない契約に更新することを選択している場合には、違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月）において、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせずに当該契約の変更又は解除を行うことができないこと。

② 違約金等の定めに係る期間の満了時に利用者が違約金等の定めがない契約に更新することを選択している場合における違約金等の取扱い

違約金等の定めに係る期間の満了時に利用者が違約金等の定めがない契約に更新することを選択している場合には、違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月においては、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせずに当該契約の変更又は解除を行うことができないことは、約し、又は約させることを禁止する提供条件となる。

(8) 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供【施行規則
第22条の2第17第6号】

① 概要

契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益（特定経済的利益に該当するものを除く。以下「継続利用割引」という。）により利用者が受けることとなる1年当たりの利益（移動電気通信役務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益に限る。）の額が当該契約に係る1月当たりの料金を超える提供条件は、約し、又は約させることを禁止する提供条件とする。

② 規律の対象とする利益の範囲

規律の対象とする利益の範囲は、移動電気通信役務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益である。

移動電気通信役務の料金には、移動電気通信役務である音声伝送やデータ伝送のための定額料金や従量料金などの料金のほか、通話料金が無料になるオプションやデータ通信量を増やすオプションなど、これらのオプションサービスの料金も含むものである。移動電気通信役務の料金から除かれる「付加的な機能の提供の料金」とは、留守番電話サービスやフィルタリングサービスなど移動電気通信役務の利用自体に必要な機能以外の機能に係る料金である。

移動電気通信役務の減免と「同等の利益」とは、キャッシュバックやポイントの付与、商品券の提供など、移動電気通信役務の料金の支払いに充てることができるものや一般に流動性の高い決済手段として用いられるものなどが想定される。

<具体例>

○ 次のようなものは、継続利用割引の規律の対象となる利益の提供に当たる。

- ・ 通信役務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免
- ・ 追加的なデータ通信容量の付与
- ・ 通信料金の支払いに充てることができるポイントの付与
- ・ 一般に広く用いることができるポイントの付与
- ・ 一般に広く用いることができる商品券の配布

- 次のようなものは、継続利用割引の規律の対象となる利益の提供には当たらない。なお、「契約事務手数料の減免券」等は、その使用の条件により、「新規契約」や、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とする利益の提供に当たることとなる。
 - ・ 付加的な機能の提供の料金の減免
 - ・ 契約事務手数料の減免券の付与
 - ・ ノベルティの配布

③ 継続利用割引による 1 年当たりの利益の額の上限である 1 月当たりの料金

継続利用割引による 1 年当たりの利益の額の上限である 1 月当たりの料金は、その属性等に応じて利用者ごとに適用される割引を適用する前の料金とし、通信役務である通話サービスやデータ通信サービスのオプションを含む。1 月当たりの料金は、利用者が料金プランを変更した場合には、利益を提供した時点における料金プラン⁵³により判断する。その際、毎月利益を提供するような場合には、1 年分に換算して 1 月分に相当するか否かで判断する。

< 具体例 >

- 割引を適用する前の料金が 5,000 円であり、当該料金に家族割 500 円、光セット割 500 円が適用され、支払い額が 4,000 円である利用者についての 1 年当たりの利益の額の上限は、5,000 円となる。
- 通話基本料 1,200 円にかけ放題オプション 1,700 円、データ通信料 5,000 円にコンテンツ配信サービス 800 円の料金を支払う利用者についての 1 年当たりの利益の額の上限は、7,900 円となる（コンテンツ配信サービスの料金は含まない。）。
- 1 月から 3 月までの料金が月額 3,600 円であり、4 月にプラン変更をして、10 月までの間の料金が月額 4,800 円となり、さらに 11 月にプラン変更として、その後の料金が 6,000 円となった利用者について、12 月に 1 年分を一括して提供する際の 1 年当たりの利益の額

⁵³ 事業者において利益の提供を決定した後その実施までの間の手続の最中に利用者が料金プランを変更した場合において、提供する利益の額の変更を行うことができない場合であって、それがやむを得ないと考えられるときは、事業者が利益の提供を決定した時点での料金プランにより 1 月当たりの料金を判断する。

の上限は、6,000 円となる。なお、同じ利用者に対して、毎月提供する際の利益の額の上限は、1 月から 3 月までは月 300 円、4 月から 10 月までは月 400 円、11 月及び 12 月は月 500 円となる。

④ 継続利用割引が適用される条件と他の条件との関係

継続利用割引が適用される条件と他の条件を組み合わせる利益の提供をする場合の扱いは、次のとおりである。

ア 継続利用割引が適用される条件と他の条件の双方を満たす場合に一の利益の提供がされる場合

当該一の利益の提供について、継続利用割引が適用される条件により行わされたものとなる。

イ 継続利用割引が適用される条件を満たす場合に利益の提供がされ、他の条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合

双方の利益の提供について、継続利用割引が適用される条件により行わされたものとなる。

ウ 他の条件を満たす場合に利益の提供がされ、継続利用割引が適用される条件を満たす場合に追加的な他の利益の提供がされる場合

追加的な他の利益の提供についてのみ、継続利用割引が適用される条件により行わされたものとなる。

エ 継続利用割引が適用される条件と他の条件のいずれかを満たす場合に一の利益の提供がされる場合

他の条件が実質的に意味のあるものであれば、継続利用割引が適用される条件により行わされたものとはならない。

<具体例>

○ 次の場合は、利益の提供の上限が適用される継続利用割引に該当する。

- ・ 契約を 5 年以上継続して締結するとの条件を満たす者のうち、抽選に当選した者に対して、利益の提供を行う場合
- ・ 契約を 5 年以上継続して締結するとの条件を満たす者に対して一定の利益の提供をし、追加的に光回線を契約した場合に利益の提供の額を上乗せする場合
- ・ 光回線を契約した者に対して一定の利益の提供をし、追加的に契約を 5 年以上継続して締結するとの条件を満たした場合に利益の提供を上乗せする場合（当該追加的な利益の提供が対象となる。）

○ 次の場合は、利益の提供の上限が適用される継続利用割引に該当

しない。

- ・ 契約を5年以上継続して締結するとの条件を満たす者又は光回線を契約した者のいずれかの条件を満たす者に対して一の利益の提供を行う場合

7 改正法の施行日の前日に現に締結されている通信役務の契約等に係る特例

(1) 規定の概要

- ① 改正法の施行日（以下「施行日」という。）の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の変更又は更新及び第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約の特例【改正施行規則附則第3条第1項】

ア 概要

施行規則第22条の2の17の規定は、当分の間、

- ・ 施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の一部の変更又は更新に関する契約の締結
 - ・ 第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結
- を行うに際して約し、又は約させる提供条件について、適用しない。

イ 特例の対象となる規則の規定

特例の対象となる規則の規定は、法第27条の3第2項第2号の規定に基づく施行規則第22条の2の17の規定（不当な期間拘束）である。

特例の対象となる提供条件であっても、法第27条の3第2項第1号の規定に基づく施行規則第22条の2の16の規定（端末代金の値引き等の利益の提供）は施行日から適用され、施行日以降に利益の提供を約し、約させることは規律の対象となる。

ウ 特例の適用期間

特例の適用期間は「当分の間」である。施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約から改正法に適合する契約（以下「改正法適合通信契約」という。）への移行の状況などを踏まえ、必要に応じて今後この期間の見直しを行う。

- ② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例【改正施行規則附則第3条第3項】

施行規則第22条の2の16及び第22条の2の17の規定は、令和元年12月31日までの間、スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について、適用しない。

(2) 施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例【改正施行規則附則第3条第1項第1号】

① 概要

施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約は施行日

前に約されたものであることから、施行日時点でその効力は影響を受けない。

一方、施行日後に移動電気通信役務の契約の内容の一部の変更及び更新を行うことは、改めて提供条件を約し、又は約させることに当たることから、これらの手続を行うに当たり、利用者が望んでも施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約を継続できなくなる可能性が生ずる。こうした利用者の利益を保護するため、施行規則第22条の2の17の規定は、当分の間、施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の一部の変更（施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件により行うものに限る。）に関する契約の締結を行うに際して約し、又は約させる提供条件については、適用しない。

その提供を廃止するために契約に係る申込みの受付を終了した移動電気通信役務は、提供条件を変更しない限り、施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約の内容を継続できる。

② 移動電気通信役務の契約の一部の変更に関する契約の締結

ア 移動電気通信役務の契約の一部の変更

移動電気通信役務の契約の一部の変更とは、契約の内容を構成する要素の一部分を変更することをいう。MVNOが移動電気通信役務の提供に用いるネットワークを変更するなど、移動電気通信役務の前提を変えるような変更（ネットワークごとに通話サービスや通信サービスの料金を異なるものとして設定しておらず、かつ、変更に伴う違約金等が発生しない場合を除く。）は、ここでいう契約の一部変更と捉えることはできない。

イ 「施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの」の趣旨

特例の適用の対象となる契約の一部の変更は、施行日の前日における契約の提供条件で可能とされている範囲で、利用者からの申出により行うものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には⁵⁴、

⁵⁴ 利用者との関係に影響を及ぼさない軽微な変更は、これに含まない。なお、次のような変更は、軽微な変更に当たる。

① 更新が行われることがない契約である 一年以下最低利用期間契約にあつ

特例の対象とはならない。

＜具体例＞

- 次の事例は、特例の適用を受けることができる移動電気通信役務の契約の一部変更にあたると思われる。
 - ・ 利用者が、施行日以後に提供条件が変更されていない契約約款に従い、契約約款で可能な範囲で、その申出により、1月当たりのデータ通信容量の上限を5GBから9GBに変更すること。
 - ・ 利用者が、施行日以後に提供条件が変更されていない契約約款に従い、契約約款で可能な範囲で、その申出により、通話のかけ放題オプションを追加すること。
- 次の事例は、特例の適用を受けることができない移動電気通信役務の契約の一部変更にあたる。
 - ・ 電気通信事業者が、施行日以後に契約約款の一部を変更し、当該契約約款に基づき移動電気通信役務の契約を締結している利用者にその一部の変更の効果を及ぼすこと。
 - ・ 違約金等の定めがある契約から違約金等の定めがない契約に変更することや、違約金等の定めがない契約から違約金等の定めがある契約に変更すること（個別の契約約款の構成にかかわらず移動電気通信役務の前提を変えるような変更にあたる。）。

③ 移動電気通信役務の契約の更新に関する契約の締結

ア 移動電気通信役務の契約の更新

移動電気通信役務の契約の更新には、自動的に更新をするものと、利用者の意思表示に基づいて更新するものの双方を含む。

イ 「施行日の前日における当該契約の提供条件において同一の条件で更新することができる」とされているもの」の趣旨

特例の適用の対象となる通信役務の契約の更新は、施行日の前日における契約の提供条件で可能とされている範囲で行うものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には、特例の対象とはならない

ては、改正法適合通信契約の提供条件との整合性を図るために行う提供条件の変更であって利用者に不利益を及ぼさないもの

- ② 終了予定のサービスについて、利用者数の減少に伴い、サービスの内容を見直すような場合における提供条件の変更

い。

④ スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約に係る適用

スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務の提供に関する契約については、令和元年 12 月 31 日までの間は、施行規則第 22 条の 2 の 16 及び第 22 条の 2 の 17 の規定を適用しないとしていることを踏まえ（改正施行規則附則第 3 条第 3 項）、施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例をこれらの移動電気役務に適用するに当たっては、「施行日の前日」は「令和元年 12 月 31 日」とする。

⑤ 施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例の届出媒介等業務受託者への準用【改正施行規則附則第 3 条第 2 項】

法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号の規定は法第 73 条の 3 において届出媒介等業務受託者に準用され、法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号に基づく施行規則第 22 条の 2 の 17 の規定は施行規則第 40 条の 2 において届出媒介等業務受託者に準用されていることから、施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例（改正施行規則附則第 3 条第 1 項）の規定についても、届出媒介等業務受託者に準用する。

（３）第 3 世代携帯電話サービスの提供に関する契約に係る特例【改正施行規則附則第 3 条第 1 項第 2 号】

① 概要

施行規則第 22 条の 2 の 17 の規定は、当分の間、第 3 世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結を行うに際して約し、又は約させる提供条件については、適用しない。

② 第 3 世代携帯電話サービスの提供に関する契約

第 3 世代携帯電話サービスとは、報告規則様式第 4 に規定する 3. 9 - 4 世代移動通信システム及び第 5 世代移動通信システムを使用するもの以外のものをいう。第 3 世代携帯電話サービスの提供に関する契約とは、第 3 世代携帯電話サービスのみを提供することを内容とする契約をいう。

③ 「その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のもの」の趣旨

特例の適用の対象となる第 3 世代携帯電話サービスの提供に関する契

約は、施行日の前日における契約の内容と同一のものに限る。また、施行日以後に提供条件を変更した場合には、特例の対象とはならない⁵⁵。

(4) スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務に係る特例【改正施行規則附則第3条第3項】

① 概要

施行規則第22条の2の16及び第22条の2の17の規定は、令和元年12月31日までの間、スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について、適用しない。

② スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務

スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務には、スマートフォン向けに提供される移動電気通信役務以外の役務が全て含まれる。具体的には、法第27条の3第2項第1号の「有利」の判断基準に用いる料金プランの区分のうち、

- ・ 「音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン」以外の全ての料金プラン
- ・ 「音声通信とデータ通信の両方を対象とする料金プラン」のうちスマートフォン以外の端末に対応した特定の端末の種別向けの料金プランに対応する移動電気通信役務が該当する。

スマートフォン以外の端末向けに提供される第3世代携帯電話サービスは、令和元年12月31日までの間は本規定が優先して適用される。

⁵⁵ 前述のとおり、終了予定のサービスについて、利用者数の減少に伴い、サービスの内容を見直すような場合における提供条件の変更は、軽微な変更に当たるものであり、この限りではない。

8 その他

(1) 概要

MNO及び契約数50万以上のMVNO並びに禁止行為の対象となる電気通信事業者等は、報告規則に基づき、禁止行為の対象となる電気通信事業者の指定に必要なデータ、禁止行為に係る契約や利益の提供に関するデータ等について報告が必要である。

(2) 必要な報告

- ① MNO及び報告年度末における契約数50万以上のMVNOが報告する必要があるもの（報告期限：毎報告年度経過後1月以内）

○ 移動電気通信役務に係る契約等の状況報告【報告規則第2条の3（様式第20の4）】。

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の契約数
- ・ 役務指定告示において携帯電話サービス及びBWAサービスであって移動通信役務に含まないこととしている各電気通信役務の契約数
- ・ 特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称等

契約約款により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、契約期間の定めがないもの及び契約期間を1月以上としているものについて記載するとともに、「参考事項」に当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約数を再掲することとされている⁵⁶。「契約約款により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務」は、例えば、イベントでの使用のために期間を限定して提供する移動電気通信役務などが該当する。「契約期間」は、契約を締結した時点において予定されていた契約期間を指し、実際に契約が継続した期間にかかわらない。

- ② 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者が報告する必要があるもの（報告期限：毎四半期経過後2月以内）

ア 移動電気通信役務の新規契約数等報告【報告規則第2条の4（様式第20の5）】

⁵⁶ 様式第20の5についても、同様である。

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の提供に関する契約を新たに締結した数（新規契約数）、更新した数（契約更新数）、解除した数（契約解除数）（月別）
- ・ 報告対象期間の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数（契約の合計数）（月別）

報告の様式について、MNOであるMVNOは、MNOとして提供している移動電気通信役務（MNOとして提供しているものとMVNOとして提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及びMVNOとして提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすることを要する。

イ 移動電気通信役務に係る収入状況報告【報告規則第2条の5（様式第20の6）】

報告事項は、移動電気通信役務の提供に関する契約により利用者から得た収入（月別）である。利用者から得た収入については、音声伝送又はデータ伝送のための定額料金及び従量料金のほか、音声伝送又はデータ伝送のオプション⁵⁷の利用料を含むが、付加的な機能⁵⁸の提供に関する料金は含まない。割引を行った場合には、割引後の額とする。

契約約款により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」に当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約数を再掲することとされている⁵⁹。「契約約款により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務」は、例えば、イベントでの使用のために期間を限定して提供する移動電気通信役務などが該当する。

「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦し算出する。

報告の様式について、MNOであるMVNOは、MNOとして提供し

⁵⁷ 例えば、通話料金が無料になるオプションや月間データ通信容量を増やすオプションが挙げられる。

⁵⁸ 例えば、フィルタリングサービスや留守番電話サービスが挙げられる。

⁵⁹ 様式20の7、様式20の8、様式23の5及び様式23の7についても、同様である。

ている電気通信役務（MNOとして提供しているものとMVNOとして提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及びMVNOとして提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすることを要する。

ウ 違約金等の定めがある契約の提供状況報告【報告規則第2条の6（様式第20の7）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 違約金等の定めがある契約の総数並びに違約金等の定めに係る期間別及び更新の有無別の契約の数（月別）
- ・ 違約金等の発生件数及び発生額（月別）
- ・ 特定経済的利益の提供件数及び提供額並びに剥奪件数及び剥奪額（月別）

これらの報告事項のうち「違約金等の定めがある契約の総数」の欄には、施行日の前日までに締結した違約金等の定めがある契約のうち違約金等の定めに係る期間が2年を超えるものが計上されるため、当該総数とそれ以外の欄の合計値は一致しないことがある。

エ 継続利用割引の提供状況報告【報告規則第2条の7（様式第20の8）】

報告事項は、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数（月別）である。

特定経済的利益に該当するものは、「提供件数」及び「提供額」には含めない。

オ 届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告【報告規則第4条の3（様式第23の3）】

報告事項は、自らが提供する移動電気通信役務に関する契約の締結の媒介等を行う届出媒介等業務受託者に対する支払金支出額並びに移動電気通信役務に係る販売奨励金支出額⁶⁰のうち新規契約に係るもの⁶¹（内数として番号ポータビリティによるもの⁶²を別掲）及び端末販売に

⁶⁰ 販売代理店における事務処理に対応した対価であって販売等を奨励する性質を有しないものは、含まない。

⁶¹ 新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とするものを記載すること。

⁶² 新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とする

係るものの内訳（月別）である。

「支払金支出額」は、移動電気通信役務の提供に関するものに限らず、全ての支払金の支出額の記載を要する。

内数としての「番号ポータビリティによるもの」は、番号ポータビリティのみを条件として行う支払金等、分計可能なものを再掲する。

カ 移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告【報告規則第4条の4（様式第23の4）】

報告事項は、移動端末設備の製造事業者に対する支払金支出額⁶³（月別）である。

キ 移動端末設備の取扱状況等報告【報告規則第4条の7（様式第23の7）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 入手した端末の台数及び入手に要した費用⁶⁴（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）
- ・ 売却した端末の台数及び売却により得た収益⁶⁵（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）
- ・ 報告対象期間の末日における在庫端末の台数（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）

報告事項のうち、売却した端末の台数及び売却により得た収益については、その内数として、自らが提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をする届出媒介等業務受託者に対して売却した移動端末設備に係るものについても記載することを要する。

ものの内数であり、番号ポータビリティによることを条件とするもののみが該当する。

⁶³ 移動端末設備に関する支払金（移動端末設備の対価として支払うものを除く。）を報告すること。例えば、移動端末設備のに関する開発費、端末販売奨励金、広告宣伝費などの支払金のほか、移動端末設備のに関する修理費、付属品の対価、販売促進ツールの対価などの支払金などが想定される。なお、商材やサービスの対価としての性質を持つ支払金が含まれる場合には、その額を参考事項に記載すること。

⁶⁴ 端末の代金の支払いを後から行うこととしている場合などでも端末を入手した時点で一括して計上する。

⁶⁵ 分割払いにより端末を売却した場合などでも端末を売却した月に一括して計上する。

③ 電気通信事業者及び前年度末における店舗数⁶⁶⁶⁷が百以上の届出媒介等業務受託者が報告する必要があるもの（報告期限：毎四半期経過後2月以内）

ア 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告【報告規則第4条の5（様式第23の5）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をするを条件とした対象設備の購入等代金の割引その他の経済的利益の提供件数及び額（月別）
- ・ 新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした経済的利益の提供件数及び額（内数として番号ポータビリティによるもの⁶⁸を別掲）（月別）

報告は、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が、それぞれ自らが約し、又は約させたものについて行うことを要する⁶⁹。ただし、電気通信事業者や他の届出媒介等業務受託者が届出媒介等業務受託者に対して約させ、それを受けて届出媒介等業務受託者が約したものについては、当該届出媒介等業務受託者は、報告することを要しない。

「対象設備の購入等代金の割引」の項には、経済的利益の提供のうち、対象設備の販売価格を対照価格よりも低くするものを内訳として記載し、キャッシュバック、ポイントの付与、商品券等の物品の提供等は内訳として記載することを要しない。

イ 在庫端末等の購入等を条件とした割引等の提供状況報告【報告規則第4条の6（様式第23の6）】

報告事項は、施行規則第22条の2の16第1項第2号イからニまでに規定する利益の提供の上限の例外を適用して利益を提供した件数及

⁶⁶ 店舗数は、一の届出媒介等業務受託者について、媒介等業務を委託した電気通信事業者ごとの数ではなく、総数で判断する。

⁶⁷ 1次代理店や2次代理店等の別にかかわらず、当該届出媒介等業務受託者自身の運営する店舗を指す。当該届出媒介等業務受託者の委託先である他者が運営する店舗に関しては、店舗数に算入しない。

⁶⁸ 新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とするものの内数であり、番号ポータビリティによることを条件とするもののみが該当する。

⁶⁹ 実際に経済的利益の提供を行った月ではなく、経済的利益の提供を約した月に計上する。複数月に渡って経済的利益の提供を行う場合にも、経済的利益の提供を約した月に一括して計上する。

び額（月別）である。



将来時点でしか金額が確定しない利益の提供に係る利益の提供額の確定の手続
(5 (3) ③イ注 2423関係)

1 買取等予定価格の提出手続

(1) 当該機種に係る初回の手続

① 資料の提出

電気通信事業者は、将来時点において端末の買取を行うこと等により一定の金額と当該端末の買取価格等との差額が利益提供となるような将来時点でしか金額が確定しない利益の提供を約し、又は約させる行為（別紙 1 において「未確定利益提供行為」という。）を開始しようとする場合には、開始する日の 3 週間前までに、次の資料を総務省に提出する。ただし、3 週間前までに資料を提出できない特別の事情がある場合には、この限りでない。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 1）

(i) 利益の提供を約し、又は約させる行為の開始予定日

(ii) 利益の提供を約し、又は約させる場所等

※ 第三者に約させる場合には、その旨及びその概要を記載すること。

(iii) 対象とする機種の名称、発売開始日等

※ 色や容量等により対象としないものがある場合には、その旨及びその概要を記載すること。

(iv) 対象とする機種の端末の販売価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

※ 調達価格を下回る場合には、その旨を記載するとともに、(c) の資料を添付すること。

(v) 利益の提供に係る条件

※ 複数の条件がある場合には、その全てを記載すること。

(vi) 利益の提供の実施予定日（買取等の実施予定日）

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

※ 実施予定日が一定の期間内の日である場合には、その始期と終期とを明確に記載すること。

(vii) 利益の提供の実施予定日における買取等予定価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

※ 未確定利益提供行為のうち実施予定日が一定の期間内の日である場合であって当該期間内において買取等予定価格が複数存在するもの(別紙1において「複数存在型未確定利益提供行為」という。)についてときは、利益の提供額が最も高くなる実施予定日における買取等予定価格のみを記載することができる。

(viii) 利益の提供額

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、最も高くなる実施予定日における利益の提供額を記載すること。~~この場合には、当該実施予定日が利益の提供額が最も高くなることについての説明を追記すること。~~

(b) 買取等予定価格を説明する資料

(i) 買取等予定価格の算出方法の説明

(ii) 算出方法の裏付け資料（算出方法の合理性を裏付けるもの）

※ 例えば、先行同型機種 of 買取等価格の推移、中古端末市場における一般的な買取等価格の推移等が考えられる。

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、全ての期間における買取等予定価格が分かるような資料その他利益の提供額が最も高くなる実施予定日について説明する資料を提出すること。

※ 3(4)により、追加的な資料の求めがある場合には、当該追加的な資料も提出すること。

(c) 販売価格を説明する資料（販売価格が調達価格を下回る場合に限る。）

(d) 提供条件書その他利益の提供に係る条件を定めた文書

(e) その他参考となる資料

② 追加資料の提出

総務省は、①により提出された資料を確認し、買取等予定価格の合理性に疑義がある等、必要な場合には、追加的な資料の提出を求める。追加的な資料の提出の求めは、原則として、提出された利益の提供を約し、又は約させる行為の開始予定日の2週間前までに行う。

求めを受けた電気通信事業者は、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

(2) 当該機種に係る2回目以降の手続

① 利益の提供の実施予定日の変更に伴い利益の提供額が最も高くなる実

施予定日が変わる場合における資料の提出

電気通信事業者は、複数存在型未確定利益提供行為を開始した後、利益の提供の実施予定日を変更しようとする場合であって、それにより利益の提供額が最も高くなる実施予定日が変わるときは、変更しようとする 3 営業日前までに、次の資料を総務省に提出する。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 2）

(i) 利益の提供の実施予定日の変更予定日

(ii) 変更前の利益の提供の実施予定日及び変更後の利益の提供の実施予定日

(iii) 変更前の買取等予定価格及び変更後の買取等予定価格

※ 利益の提供額が最も高くなる実施予定日における買取等予定価格のみを記載すること。

(iv) 変更前の利益の提供額及び変更後の利益の提供額

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、最も高くなる実施予定日における利益の提供額を記載すること。

(b) 買取等予定価格を説明する資料

(i) 買取等予定価格の算出方法の説明

(ii) 算出方法の裏付け資料（算出方法の合理性を裏付けるもの）

※ 全ての期間における買取等予定価格が分かるような資料その他利益の提供額が最も高くなる実施予定日について説明する資料を提出すること。

※ 3（4）により、追加的な資料の求めがある場合には、当該追加的な資料も提出すること。

(c) その他参考となる資料

※ 例えば、過去に変更をしたことがある場合には、その全てが分かるように整理した資料が考えられる。

②④ 買取等予定価格を変更する場合における資料の提出

電気通信事業者は、未確定利益提供将来時点において端末の買取りを行うこと等により、一定の金額と当該端末の買取価格等との差額が利益提供となるような、将来時点でしか金額が確定しない利益の提供を約し、又は約させる行為を開始した後、買取等予定価格を変更しようとする場合には、①に該当する場合を除き、変更しようとする日の 3 営業日前までに、次の資料を総務省に提出する。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 3-2）

(i) 買取等予定価格の変更予定日

(ii) 変更前の買取等予定価格及び変更後の買取等予定価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、利益の提供額が最も高くなる実施予定日における買取等予定価格のみを記載すること。

(iii) 変更前の利益の提供額及び変更後の利益の提供額

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、最も高くなる実施予定日における利益の提供額を記載すること。

~~※ 過去に変更をしたことがある場合には、その全てについて記載すること。~~

(b) 変更後の買取等予定価格を説明する資料

(i) 買取等予定価格の算出方法の説明

(ii) 算出方法の裏付け資料（算出方法の合理性を裏付けるもの）

※ 例えば、先行同型機種の買取等価格の推移、中古端末市場における一般的な買取等価格の推移等が考えられる。

※ 複数存在型未確定利益提供行為については、全ての期間における買取等予定価格が分かるような資料その他利益の提供額が最も高くなる実施予定日について説明する資料を提出すること。

※ 3（4）により、追加的な資料の求めがある場合には、当該追加的な資料も提出すること。

(c) その他参考となる資料

※ 例えば、過去に変更をしたことがある場合には、その全てが分かるように整理した資料が考えられる。

③ その他の事項を変更する場合における資料の提出

電気通信事業者は、将来時点において端末の買取りを行うこと等により、一定の金額と当該端末の買取価格等との差額が利益提供となるような、将来時点でしか金額が確定しない利益の提供を約し、又は約させる行為を開始した後、提出をした事項のうち買取等予定価格以外のものを変更しようとする場合には、変更しようとする日の 3 営業日前までに、次の資料を総務省に提出する。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 4-3）

(i) 当該事項の変更予定日

(ii) 当該事項の変更前の内容及び変更後の内容

(b) 販売価格を説明する資料（販売価格を変更する場合であって変更後

の販売価格が調達価格を下回るときに限る。)

(c) その他参考となる資料

④③ 追加資料の提出

総務省は、①から③まで・②により提出された資料を確認し、必要がある場合には、追加的な資料の提出を求める。

求めを受けた電気通信事業者は、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

(3) 販売の中止等に伴う手続

電気通信事業者は、(1)又は(2)の手続を行った機種の端末について、当該手続に則った利益の提供を約し、又は約させる行為を終了しようとするときは、終了予定日を記載した資料を予め総務省に提出する。

(4) 買取等予定価格の公表等

① 買取等予定価格の公表

電気通信事業者は、(1)又は(2)の手続の後、買取等予定価格を公表する⁷⁰。

※ 公表の方法は、ウェブページの分かりやすい場所に掲載することが考えられる。

② 利益の提供額及び買取等予定価格の説明

電気通信事業者は、利益の提供を約し、又は約させる際に、利用者に対し、利益の提供額及び買取等予定価格について、具体的な金額を示して説明する。

2 事後的な追加資料の提出等

(1) 追加資料の提出

総務省は、1(1)の手続を経て利益の提供が開始され、又は1(2)の手続を経て買取等予定価格等が変更された後においても、必要に応じ、追加的な資料を求める。

⁷⁰ 公表に当たっては、利益の提供額が最も高くなる実施予定日における買取等予定価格のみならず、利益を提供し得る全ての実施予定日における買取等予定価格を掲載することを要する。

※ 例えば、複数の電気通信事業者から同一の機種について資料の提出があった場合においてそれらの買取等予定価格に大きな差異があるとき、資料の提出後一定の期間が経過しているにもかかわらず買取等予定価格の見直しが行われていない場合などが考えられる。

求めを受けた電気通信事業者は、求めに応じ、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

(2) 見直しの求め

総務省は、(1)により追加的な資料の提出を受けた場合において必要と認めるときは、期限を定めて買取等予定価格等の見直しの検討を要請する。

要請を受けた電気通信事業者は、要請に応じ、速やかに必要な見直しの検討を行い、その結果を総務省に報告するとともに、必要な手続を実施する。

3 予定した買取等を行う時期における手続

(1) 利益の提供を約した相手方以外の者からも買取等予定価格で買取等を行う場合の手続

電気通信事業者は、予定した買取等を行う時期において、利益の提供を約した相手方以外の者からも買取等予定価格で買取等を行う場合には、特段の手続を要しない。

総務省は、利益の提供を約した相手方以外の者からの買取等が実質的に行われていない可能性がある場合には、電気通信事業者に対し、買取等の実績その他状況の説明又は資料の提出を求める。

求めを受けた電気通信事業者は、速やかに必要な説明を総務省に行い、又は資料を提出する。

(2) 利益の提供を約した相手方以外の者から買取等予定価格以外の価格で買取等を行う手続

① 資料の提出

電気通信事業者は、予定した買取等を行う時期において、利益の提供を約した相手方以外の者から買取等予定価格以外の価格を定めて買取等を行う場合には、当該買取等を開始する前に、次の資料を総務省に提出する。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 [5-4](#)）

(i) 買取等の開始予定日

(ii) 該当の機種の名称、発売開始日等

※ 色や容量等により対象としないものがある場合には、その旨及びその概要を記載すること。

(iii) 1により提出した買取等予定価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

(vi) 実際の買取等価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

(v) 乖離の理由の概要

(b) 買取等予定価格と実際の買取等価格が乖離した理由を説明する資料

(i) 乖離の理由の説明

(ii) 乖離の理由の説明の裏付け資料

(c) その他参考となる資料

② 追加資料の求め

総務省は、①により提出された資料を確認し、必要がある場合には、追加的な資料の提出を求める。

※ 例えば、利益の提供を約した相手方以外の者からの買取等が実質的に行われていない可能性がある場合、乖離の理由について十分な合理的説明ができていると認められない場合などが考えられる。

求めを受けた電気通信事業者は、求めに応じ、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

③ 乖離の理由の公表

電気通信事業者は、買取等予定価格と実際の買取等価格との乖離の理由について、遅滞なく公表する。

(3) 利益の提供を約した相手方以外の者からは買取等を行わない場合の手続

① 資料の提出

電気通信事業者は、予定した買取等を行う時期において、利益の提供を約した相手方以外の者から買取等を行わない場合には、利益の提供の実施日の後、速やかに次の資料を総務省に提出する。

(a) 次の事項を記載した概要資料（様式 6-5）

(i) 利益の提供の実施予定日

(ii) 該当の機種の名称、発売開始日等

※ 色や容量等により対象としないものがある場合には、その旨及びその概要を記載すること。

(iii) 1により提出した買取等予定価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

(vi) 市場における該当の機種の一般的な買取等の価格

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

(v) 差異の理由の概要

(b) 市場における該当の機種の一般的な買取等の価格の裏付け資料

(c) 買取等予定価格と市場における該当の機種の一般的な買取等の価格との差異を説明する資料

(i) 差異の理由の説明

(ii) 差異の理由の説明の裏付け資料

(d) その他参考となる資料

② 追加資料の求め

総務省は、①により提出された資料を確認し、必要がある場合には、追加的な資料の提出を求める。

求めを受けた電気通信事業者は、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

③ 差異の理由の公表

電気通信事業者は、買取等予定価格と市場における該当の機種の一般的な買取等の価格との差異の理由について、遅滞なく公表する。

(4) 乖離又は差異が頻発する場合における扱い

総務省は、特定の電気通信事業者における買取等予定価格と実際の買取等価格との乖離又は買取等予定価格と市場における該当の機種の一般的な買取等の価格との差異が頻発する場合において必要と認めるときは、1の手続における提出資料のうち、買取等予定価格の合理性を説明する資料について、当初より追加的な資料を求める。

※ 例えば、乖離や差異の幅が著しく大きい場合、乖離や差異が特定の方向に偏っている場合などが考えられる。

将来時点でしか金額が確定しない利益の提供を
約し、又は約させる行為の開始

提出日	
提出者	
担当者連絡先	

1 利益の提供を約し、又は約させる 行為の開始予定日	
2 利益の提供を約し、又は約させる 場所等	
	第三者に約させる 場合の概要
3 対象とする 機種の種類、発売 開始日等	名称
	発売開始日
	色
	容量
	その他
4 対象とする機種の種類 の端末の販売価格	
5 利益の提供に係る条件	
6 利益の提供の実施予定日（買取等 の実施予定日）	
7 利益の提供の実施予定日におけ る買取等予定価格	
8 利益の提供の実施予定日におけ る利益の提供額	

利益の提供の実施予定日の変更に伴い利益の提供額が
最も高くなる実施予定日が変わる場合における資料の提出

<u>提出日</u>		
<u>対象とする機 種の名称、発売 開始日等</u>	<u>名称</u>	
	<u>発売開始日</u>	
	<u>色</u>	
	<u>容量</u>	
	<u>その他</u>	
<u>開始の資料の 提出日</u>		
<u>前回までの変 更の資料の提 出日</u>		
<u>提出者</u>		
<u>担当者連絡先</u>		

<u>1 利益の提供の実施予定日の変 更予定日</u>		
	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>
<u>2 利益の提供の実施予定日</u>		
<u>3 買取等予定価格</u>		
<u>4 利益の提供額</u>		

将来時点でしか金額が確定しない利益の提供に係る
買取等予定価格の変更

提出日		
対象とする機 種の名称、発売 開始日等	名称	
	発売開始日	
	色	
	容量	
	その他	
開始の資料の 提出日		
前回までの変 更の資料の提 出日		
提出者		
担当者連絡先		

1	買取等予定価格の変更予定日		
		変更前	変更後
2	変更前 の買取等予定価格		
3	利益の提供額		

将来時点でしか金額が確定しない利益の提供に係る
買取等予定価格以外の事項の変更

提出日		
対象とする機 種の名称、発売 開始日等	名称	
	発売開始日	
	色	
	容量	
	その他	
開始の資料の 提出日		
前回までの変 更の資料の提 出日		
提出者		
担当者連絡先		

1 変更する予定の事項		
2 当該事項の変更予定日		
	変更前	変更後
3 当該事項の変更前の内容		
4 変更後の内容		

利益の提供を約した相手方以外の者からの買取等価格

提出日	
開始の資料の提出日	
変更の資料の提出日	
提出者	
担当者連絡先	

1	買取等の開始予定日	
2	対象とする 機種の名称、発売開始日等	名称
		発売開始日
		色
		容量
		その他
3	買取等予定価格	
4	実際の買取等価格	
5	3と4との乖離の理由の概要	

利益の提供を約した相手方以外の者から買取等を行わない場合における
市場における一般的な買取等の価格

提出日	
開始の資料の提出日	
変更の資料の提出日	
提出者	
担当者連絡先	

1	買取等の開始予定日	
2	対象とする 機種の種類、発売 開始日等	名称
		発売開始日
		色
		容量
		その他
3	買取等予定価格	
4	市場における該当の機種の一般的な買取等の価格	
5	3と4との差異の理由の概要	

不良在庫端末に係る利益の提供の上限の例外に係る最終調達日又は製造の中止がされていることの確定の手続（５（３）⑥ア c 注 3536 関係）

1 事前の資料の提出

（１）資料の提出

不良在庫端末に係る例外を利用しようとする電気通信事業者及び届出媒介業務等受託者（以下「電気通信事業者等」という。）は、当該例外の利用を開始しようとする日の１月前までに、次の資料を総務省に提出する。

（a）次の事項を記載した概要資料（様式）

（i）不良在庫端末に係る例外の利用の開始予定日

（ii）不良在庫端末に係る例外を利用して利益の提供を約し、又は約させる場所等

※ 第三者に約させる場合には、その旨及びその概要を記載すること。

（iii）端末を卸した届出媒介等業務受託者における取扱い

※ 電気通信事業者から端末を調達した届出媒介等業務受託者がその端末の販売等に当たり例外を用いて利益の提供を約し、又は約させることを予定している場合において、当該電気通信事業者が併せて手続を行おうとするときは、例外を利用する届出媒介等業務受託者の名称等、例外を利用して利益の提供を約す場所等を記載すること。

（iv）対象とする機種の種類、発売開始日等

※ 色や容量等により対象としないものがある場合には、その旨及びその概要を記載すること。

（v）最終調達日

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

（vi）製造中止日（製造が中止された機種の種類に係る特例を用いる場合に限る。）

※ 色や容量等により異なる場合には、それぞれについて記載すること。

（b）最終調達日を説明する資料

（i）最終調達日の説明

（ii）最終調達日の裏付け資料

※ 例えば、当該機種の種類が納入された日の一覧及び当該機種の種類に在る在庫状況の推移等⁷¹が考えられる。

（c）製造中止日を説明する資料（製造が中止された機種の種類に係る特例を用いる場合に限る。）

（i）製造中止日の説明

⁷¹ 届出媒介等業務受託者の手続を電気通信事業者が併せて行う場合には、電気通信事業者の保有する在庫の推移のみならず、当該届出媒介等業務受託者の保有する在庫の推移についても裏付け資料として提出することを要する。

(ii) 製造中止日の裏付け資料

※ 例えば、当該機種 of 製造業者が作成した製造を中止したことを証する書面等が考えられる。

(d) その他参考となる資料

(2) 追加資料の提出

総務省は、(1)により提出された資料を確認し、必要がある場合には、追加的な資料の提出を求める。追加的な資料の提出の求めは、原則として、例外の利用の開始予定日の2週間前までに行う。

求めを受けた電気通信事業者は、速やかに追加的な資料を総務省に提出する。

(3) 届出媒介等業務受託者に係る例外

届出媒介等業務受託者が電気通信事業者から調達した端末について当該電気通信事業者において例外の利用に係る資料の提出の手続が行われている場合であって、当該資料において同一の機種について届出媒介等業務受託者も例外を利用することを示しているときは、当該届出媒介等業務受託者は、(1)又は(2)の手続を行うことを要しない。

2 例外の利用の終了に係る資料の提出

1により資料を提出した電気通信事業者等は、対象とした機種について、例外の利用を終了する場合には、その旨及びその理由を必要な資料を添えて、総務省に報告する。

※ 例えば、調達を再開した場合、製造業者において当該機種の製造を再開した場合、全ての在庫端末を販売等し、又は処分した場合等が考えられる。

3 不良在庫の解消状況に係る資料の提出

1により資料を提出した電気通信事業者等は、2の資料を提出するまでの間、毎四半期経過後1月以内に、当該四半期に一度報告対象期間末における対象とした機種の在庫状況について、総務省に報告する。

不良在庫端末に係る例外の利用の開始

提出日	
提出者	
担当者連絡先	

1 不良在庫端末に係る例外の利用の 開始予定日	
2 不良在庫端末に係る例外を利用し て利益の提供を約し、又は約させる場 所等	
	第三者に約させる 場合の概要
3 端末を卸した 届出媒介等業務 受託者における 取扱い	届出媒介等業務受 託者の名称等
	例外を利用して利 益の提供を約す場 所等
	その他
4 対象とする機 種の名称、発売 開始日等	名称
	発売開始日
	その他
5 最終調達日	
6 製造中止日	